

○道路交通法第108条の2に規定する講習の実施要綱の制定について

(平成30年3月30日例規第13号神免発第260号)

改正 令和元年11月29日例規第32号神交総発第796号

この度、別添のとおり道路交通法第108条の2に規定する講習の実施要綱を制定し、平成30年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

おって、道路交通法第108条の2に規定する講習の実施要綱(平成6年5月6日 例規第37号、神免発第124号、神交企発第174号、神試発第89号)は、廃止する。

別添

道路交通法第108条の2に規定する講習の実施要綱

目次

第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 講習(第3条―第10条)

第3節 講習指導員(第11条―第14条)

第4節 審査(第15条―第25条)

第5節 研修及び実習(第26条―第32条)

第6節 委員会(第33条・第34条)

第2章 管理者講習(第35条―第40条)

第3章 取消処分者講習(第41条―第53条)

第4章 停止処分者講習(第54条―第67条)

第5章 取得時講習

第1節 大型車講習及び中型車講習(第68条―第78条)

第2節 準中型車講習(第79条―第85条)

第3節 普通車講習(第86条―第92条)

第4節 大型二輪車講習及び普通二輪車講習(第93条―第99条)

第5節 原付講習(第100条―第108条)

第6節 旅客車講習(第109条―第115条)

第7節 応急救護処置講習(第116条―第122条)

第6章 指導員講習(第123条―第129条)

第7章 初心運転者講習(第130条―第142条)

第8章 更新時講習(第143条―第151条)

第9章 高齢者講習及び臨時高齢者講習

第1節 高齢者講習(第152条―第164条)

第2節 臨時高齢者講習(第165条―第178条)

第10章 違反者講習(第179条―第190条)

- 第11章 自転車運転車講習(第191条―第201条)
- 第12章 チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習
  - 第1節 チャレンジ講習(第202条―第210条)
  - 第2節 特定任意高齢者講習(第211条―第219条)
- 第13章 雑則(第220条・第221条)
- 附則

## 第1章 総則

### 第1節 通則

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項各号に規定する講習及び同条第2項による講習の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 管理者講習 道路交通法(以下「法」という。)第108条の2第1項第1号に規定する講習をいう。

(2) 取消処分者講習 法第108条の2第1項第2号に規定する講習をいう。

(3) 停止処分者講習 法第108条の2第1項第3号に規定する講習をいう。

(4) 取得時講習 法第108条の2第1項第4号から第8号までに規定する運転免許証(以下「免許証」という。)の取得に係る講習で次に掲げるものをいう。

ア 大型車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、大型免許を受けようとする者に対する講習。

イ 中型車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、中型免許を受けようとする者に対する講習。

ウ 準中型車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、準中型免許を受けようとする者に対する講習。

エ 普通車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、普通免許を受けようとする者に対する講習。

オ 大型二輪車講習 法第108条の2第1項第5号に規定する講習のうち、大型二輪免許を受けようとする者に対する講習。

カ 普通二輪車講習 法第108条の2第1項第5号に規定する講習のうち、普通二輪免許を受けようとする者に対する講習。

キ 原付講習 法第108条の2第1項第6号に規定する講習をいう。

ク 大型旅客車講習 法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、大型第二種免許を受けようとする者に対する講習。

- ケ 中型旅客車講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する講習のうち、中型第二種免許を受けようとする者に対する講習。
- コ 普通旅客車講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する講習のうち、普通第二種免許を受けようとする者に対する講習。
- サ 応急救護処置講習(一) 法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する講習のうち、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する講習。
- シ 応急救護処置講習(二) 法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する講習のうち、大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許を受けようとする者に対する講習。
- (5) 指導員講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する講習をいう。
- (6) 初心運転者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する講習をいう。
- (7) 更新時講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する講習をいう。
- (8) 高齢者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に規定する講習のうち、更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上の者又は法第 89 条第 1 項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が 70 歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に対する講習をいう。
- (9) 臨時高齢者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に規定する講習のうち、法第 101 条の 7 第 5 項の規定により通知を受けた者に対する講習をいう。
- (10) 違反者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に規定する講習をいう。
- (11) 自転車運転者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に規定する講習をいう。
- (12) チャレンジ講習 法第 108 条の 2 第 2 項の規定による講習で運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「講習規則」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の表の 1 の項及び同条第 1 項第 2 号の表の 1 の項に規定する 70 歳以上の者に対して、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかを確認するための任意講習をいう。
- (13) 特定任意高齢者講習 法第 108 条の 2 第 2 項の規定による講習でチャレンジ講習において一定の基準を満たした者に対する講習規則第 2 条第 1 項第 1 号の表の 1 の項及び同条第 1 項第 2 号の表の 1 の項に規定する講習をいう。

## 第 2 節 講習

### (講習の種別)

第 3 条 前条各号に定める講習は、次に掲げる種別に区分する。

種 別	講 習
普通講習	1 管理者講習
	2 停止処分者講習
	3 取得時講習(大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普

	通旅客車講習講習、応急救護処置講習(一)、応急救護処置講習(二) 4 指導員講習 5 更新時講習 6 高齢者講習 7 臨時高齢者講習 8 違反者講習 9 自転車運転者講習
特定講習	1 取消処分者講習 2 初心運転者講習
チャレンジ講習	チャレンジ講習
特定任意高齢者講習	特定任意高齢者講習

(講習の実施)

第4条 講習は、神奈川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指定した期間内又は日時にその指定した場所において行うものとする。

(講習の委託)

第5条 講習のうち、普通講習(自転車運転者講習を除く。)並びにチャレンジ講習及び特定任意高齢者講習にあつては、公安委員会が委託した一般社団法人又は一般財団法人その他の者(以下「講習委託機関」という。)に、特定講習にあつては法第108条の4に規定する要件に適合する者(以下「指定講習機関」という。)に実施させることができる。

(講習実施責任者)

第6条 交通部交通総務課長(以下「交通総務課長」という。)及び交通部運転免許本部運転教育課長(以下「運転教育課長」という。)は、講習実施責任者として、次に掲げる講習に関する事務を統括するものとする。

(1) 交通総務課長 管理者講習及び自転車運転者講習

(2) 運転教育課長 停止処分者講習、取得時講習、指導員講習、更新時講習、高齢者講習、臨時高齢者講習、違反者講習、取消処分者講習、初心運転者講習、チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習

(講習指導連絡責任者)

第7条 交通部交通総務課(以下「交通総務課」という。)及び交通部運転免許本部運転教育課(以下「運転教育課」という。)に講習指導連絡責任者を置く。

2 講習指導連絡責任者には、事故対策官(神奈川県警察の組織に関する規則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第2号)第69条第1項に規定する者をいう。)及び運転教育課長代理をもって充てる。

- 3 講習指導連絡責任者は、講習実施責任者の命を受け、講習業務全般にわたり指導及び連絡を行い、講習の適正かつ効果的な推進に努めるものとする。

(講習指導担当者)

第8条 交通総務課及び運転教育課に講習指導担当者を置く。

- 2 講習指導担当者は、前項の課の課長補佐の中から、講習実施責任者が指定した者をもって充てる。

- 3 講習指導担当者は、講習指導連絡責任者の指揮を受け、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 講習の実施に関する企画

- (2) 講習に係る業務の指揮監督

- (3) 講習において受講者の指導に当たる者(以下「講習指導員」という。)に対する研修に関する指導並びに研修の企画(特定講習に限る。)及び連絡

(退場命令)

第9条 講習実施責任者は、受講者が講習の秩序を乱し、又はそのおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

- 2 講習実施責任者は、前項の規定により退場を命じたときは、その概要を講習退場者名簿(第1号様式)に記録し、その者から残余の講習を受講したい旨の申出があったときは、日時を指定して残余の講習を行うことができる。

(中途退場者の取扱い)

第10条 講習実施責任者は、受講者が病気その他やむを得ない理由により早退しようとするときは、その概要を中途退場者名簿(第2号様式)に記録しなければならない。

この場合において、残余の講習については、前条第2項の規定を準用する。

### 第3節 講習指導員

(講習指導員の種別)

第11条 講習指導員の種別は、普通講習指導員、特定講習指導員、チャレンジ講習指導員、特定任意高齢者講習指導員、特別講師及び講師とする。

- 2 普通講習指導員及び特定講習指導員の区分については次の表のとおりとする。

種 別	区 分
普通講習指導員	1 管理者講習指導員
	2 停止処分者講習指導員
	3 大型車講習指導員
	4 中型車講習指導員
	5 準中型車講習指導員
	6 普通車講習指導員
	7 大型二輪車講習指導員
	8 普通二輪車講習指導員

	<p>9 原付講習指導員</p> <p>10 旅客車講習指導員（大型旅客車講習指導員、中型旅客車講習指導員及び普通旅客車講習指導員をいう。）</p> <p>11 応急救護処置講習指導員</p> <p>12 指導員講習指導員</p> <p>13 更新時講習指導員（優良運転者講習指導員、一般運転者講習指導員、違反運転者講習指導員及び初回更新者講習指導員をいう。）</p> <p>14 高齢者講習指導員</p> <p>15 違反者講習指導員</p>
特定講習指導員	<p>1 運転適性指導員</p> <p>2 運転習熟指導員</p>

（講習指導員の講習区分）

第 12 条 普通講習指導員及び特別講師は、普通講習を行うものとする。ただし、普通講習指導員のうち優良運転者講習指導員又は原付講習指導員に指定された者は、その該当講習に限り行うものとする。

- 2 特定講習指導員は、特定講習を行うものとする。
- 3 チャレンジ講習指導員は、チャレンジ講習を行うものとする。
- 4 特定任意高齢者講習指導員は、特定任意高齢者講習を行うものとする。
- 5 講師は、自転車運転者講習を行うものとする。

（講習指導員の資格要件）

第 13 条 公安委員会が講習を実施する場合は、警察職員のうち、次に掲げる者の中から指名した者をもって充てる。

- (1) 警察庁方式運転適性検査における検査・指導者の資格要件を満たし、都道府県警察本部長から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者
  - (2) 講習に使用する自動車等を運転することができる免許（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）第 19 条第 2 項に規定する仮運転免許証（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けている者
  - (3) 運転適性検査の実務経験が豊富な者
  - (4) 人格、識見とも優れている者
- 2 講習委託機関及び指定講習機関が講習を実施する場合の講習指導員の資格要件については、次章から第 10 章まで及び第 12 章にそれぞれ定めるものとする。
- 3 特別講師には、交通安全知識、道路交通環境、自動車工学等の学識経験を有する者で、講習実施責任者が推薦した者をもって充てる。

（講習指導員の欠格事由）

第 14 条 第 5 条の規定により、講習指導員を選任する場合、次の各号のいずれかに該当する者は、いずれの講習においても講習指導員に選任することができない。

- (1) 資格を取り消された日から起算して2年経過していない者
- (2) 刑罰法令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (3) 自動車の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までのいずれかの罪を犯し禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (4) 運転免許の保留、運転免許の効力の停止又は自動車の運転禁止の処分を受けた日から起算して3年を経過していない者
- (5) 公安委員会の審査に合格していない者

#### 第4節 審査

（公安委員会による審査）

第15条 講習委託機関における普通講習指導員（大型車講習指導員、中型車講習指導員、準中型車講習指導員、普通車講習指導員、大型二輪車講習指導員、普通二輪車講習指導員及び旅客車講習指導員を除く。）は、公安委員会の審査に合格して講習指導員に認定された者とする。

（講習実施責任者による審査）

第16条 講習実施責任者は、次の講習指導員に対する審査の事務を行うものとする。

- (1) 交通総務課長 管理者講習指導員
- (2) 運転教育課長 運転適性指導員、運転習熟指導員、停止処分者講習指導員、原付講習指導員、応急救護処置講習指導員、指導員講習指導員、更新時講習指導員、高齢者講習指導員及び違反者講習指導員

（審査の申請）

第17条 講習実施責任者は、講習委託機関に普通講習指導員の審査を公安委員会に申請させるものとする。

2 講習実施責任者は、指定講習機関に指定講習機関規則第5条第5号に規定する運転適性指導員の審査を公安委員会に申請させるものとする。

3 前二項の申請については、講習委託機関及び指定講習機関に次に掲げるもののうち必要な書類を提出させるものとする。この場合において原付講習指導員及び優良運転者講習指導員に係る申請は次の第1号から第4号までの書類を提出させるものとする。

- (1) 講習指導員審査申請書(第3号様式)
- (2) 住民票の写し
- (3) 履歴書
- (4) 運転免許証の写し
- (5) 自動車の運転経歴(2年以上)を証明する書類
- (6) 交通安全業務経歴(2年以上)を証明する書類

- (7) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、講習指導員として従事した経験のある者(従事した期間が通算3年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。)は、その経歴を証明する書類
- (8) 停止処分者講習等の講習指導員として従事した経験のある者(従事した期間が通算5年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。)は、その経歴を証明する書類
- (9) 指定講習機関規則第5条第4号の実務経歴(3年以上)を証明する書類
- (10) 法第99条の2第4項に規定する技能検定員資格者証の写し
- (11) 法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証の写し
- (12) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了したことを証明する書面

(特定講習指導員の選任)

第18条 講習実施責任者は、指定講習機関が特定講習指導員を選任する場合は、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 指定講習機関規則第5条第5号の合格又は終了を証明する書面の写し
- (2) 指定講習機関規則第7条第5号の合格又は終了を証明する書面の写し

(審査科目等)

第19条 講習実施責任者は、管理者講習指導員、更新時講習指導員(優良運転者講習指導員を除く。)について提出された書類により審査するほか、次の表に掲げる科目及び内容について試験を実施し、合格基準は、科目ごとの得点が80パーセント以上とする。

科目	内容
筆記試験	1 道路交通法令に関する知識
	2 安全運転に関する知識
	3 自動車の構造及び装置に関する知識
面接試験	1 業務への適性
	2 一般常識
	3 講習能力

2 普通講習指導員のうち、停止処分者講習指導員、原付講習指導員、応急救護処置講習指導員(一)、応急救護処置講習指導員(二)、指導員講習指導員、更新時講習指導員(優良運転者講習指導員に限る。)、高齢者講習指導員及び違反者講習指導員の審査は、提出された書類により講習実施責任者が審査する。

3 特定講習指導員のうち、運転適性指導員の審査方法は、次の表のとおりとする。

審査方法	内容
書面審査	書面により、審査対象としての適格性、講習指導員として従事した経験について、指導員としての適性の審査を行う。



実技審査	実技により、運転適性器材による検査、二輪車及び四輪車の実技による検査、運転シミュレーター操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導者としての適性の審査を行う。
面接審査	面接により、人格、識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力について、指導員としての適性の審査を行う。

- 4 特定講習指導員のうち、運転習熟指導員の審査方法は、次の表に掲げる科目及び内容について試験を実施し、合格基準は、科目ごとの得点が90パーセント以上とする。

審査方法	内 容
実技審査	1 自動車の運転演習に関する視察力及び指導要領 2 危険回避に関する技能
筆記試験	自動車工学に関する基礎的知識
面接試験又は論文式筆記試験	1 集団討論技能に関する知識 2 道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運転に関する知識

(審査実施結果の報告)

- 第20条 講習実施責任者は、第16条に掲げる区分に応じ、資格審査したときは、速やかに交通総務課長にあつては交通部長に、運転教育課長にあつては、運転免許本部長にその結果をそれぞれ報告しなければならない。

(合否の決定)

- 第21条 交通部長又は運転免許本部長は、前条の報告を受けたときは、合否を決定するものとする。

(審査の免除)

- 第22条 交通部長又は運転免許本部長は、普通講習指導員のうち、管理者講習指導員及び更新時講習指導員（優良運転者講習指導員を除く。）にあつて、次のいずれかに該当する場合は、第19条第1項に規定する筆記試験及び面接試験を免除し、提出された書類により審査することができる。

- (1) 道路交通に関する業務における管理的又は監督的地位にあつた期間が3年以上である者
- (2) 応急救護処置講習指導員、指導員講習指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員、違反者講習指導員、大型車講習指導員、中型車講習指導員、準中型車講習指導員、普通車講習指導員、大型二輪車講習指導員、普通二輪車講習指導員及び旅客車講習指導員並びに運転適性指導員及び運転習熟指導員の資格を有している者及びそれと同等以上の能力を有すると認めたる者

(認定証等の交付)

- 第23条 交通部長又は運転免許本部長は、審査に合格した者及び前条の規定により審査を免除した者のうち、普通講習指導員（優良運転者講習指導員を除く。）には普通講習指

導員認定証(第4号様式)を、優良運転者講習指導員には普通講習指導員認定証(第5号様式)を、特定講習指導員には特定講習指導員審査合格証書(第6号様式)を交付するものとする。

- 2 講習実施責任者は、前号に規定する普通講習指導員認定証及び特定講習指導員審査合格証書の交付状況を認定証交付簿(第7号様式)に記録しておかなければならない。  
(資格の取消し)

第24条 公安委員会は、普通講習指導員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その資格を取り消し、又は必要な期間その者の業務を停止することができる。

- (1) 運転免許の取消し又はその効力の停止を受けたとき
- (2) 悪質重大な交通事故・事件を犯し、起訴されたとき
- (3) その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしたとき
- (4) 講習について不正行為をしたとき
- (5) 心身故障のため講習の業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (6) 審査の申請に虚偽があったとき

- 2 講習実施責任者は、公安委員会が普通講習指導員の資格を取り消したときは資格解任通知書(第8号様式)を、その者の業務を停止したときは資格停止通知書(第9号様式)を交付し、認定証を返納させるものとする。

- 3 講習実施責任者は、公安委員会が前項の業務の停止を解除したときは、その者に認定証を返還するものとする。

- 4 特定講習指導員の資格取消しについては、指定講習機関事務処理要綱の制定について(平成2年8月24日 例規第30号、神免発第296号、神試発第154号)第3章に基づき行うものとする。

(報告)

第25条 講習実施責任者は、講習委託機関が普通講習指導員の任免を行ったときは人事異動報告書(第10号様式)により、速やかに公安委員会に報告させるものとする。この場合において、人事異動報告書が複数人にわたるときは、別紙を添付して対応しても差し支えないものとする。

#### 第5節 研修及び実習

(普通講習指導員に対する研修)

第26条 講習実施責任者は、普通講習指導員の資質の向上を図るため、講習委託機関に次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 研修のカリキュラム
- (2) 研修の年間計画
- (3) 講習指導員研修実施結果報告書(第11号様式)

(特定講習指導員に対する実習)

第 27 条 講習実施責任者は、指定講習機関に関する規則(平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「指定講習機関規則」という。)第 17 条に規定するところのほか、特定講習指導員の資質の向上を図るため、特定講習指導員に対し、研修を実施するものとする。

2 講習実施責任者は、特定講習指導員のうち、次に掲げる運転適性指導員(以下この章において「実習生」という。)に対して取消処分者講習に係る実務実習(以下「実務実習」という。)を実施するものとする。

(1) 新任運転適性指導員研修の終了者で、実習生として講習に従事することを予定している者

(2) 公安委員会が行う運転適性指導についての技術及び知識に関する審査に合格した者のうち講習指導員として従事した期間から 3 年以上経過している者

(3) 公安委員会が実務実習の必要性があると認めた実習生

(4) 指定講習機関の管理者から実務実習の申出があった実習生  
(指導体制)

第 28 条 実務実習には、実務実習責任者及び実務実習指導官をもって実習に当たるものとする。

2 実務実習責任者は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもって充て、実務実習指導官を指導して実務実習を総括する。

3 実務実習指導官は、講習指導員の中から講習実施責任者が指定する者をもって充て、実務実習全般について実務実習責任者の指揮を受け、実習生の指導に当たる。

(実務実習の通知)

第 29 条 講習実施責任者は、実務実習の実施について取消処分者講習に係る実務実習通知書(第 12 号様式)により、実習生が所属する指定講習機関の管理者に対し通知するものとする。

2 講習実施責任者は、指定講習機関の管理者から実務実習の申出があった場合は、その理由について聴取し、当該申出に係る実習生について、実務実習の必要性の有無を判断するものとする。

(実務実習の期間及び内容)

第 30 条 実務実習の期間は原則として、講義等 1 日及び研修 6 日の 7 日間とする。

2 実務実習は、取消処分者講習に係る実務実習基準(別表第 1)により行うものとする。

(結果の通知)

第 31 条 実務実習責任者は、実務実習の全課程を終了した実習生について、実務実習指導官の報告を基に取消処分者講習に係る実務実習結果通知書(第 13 号様式。以下「実務実習結果通知書」という。)を作成するものとする。

2 講習実施責任者は、前項の規定により実務実習責任者が作成した実務実習結果報告書を実習生が所属する指定講習機関の管理者に対し通知するものとする。

(再実務実習等)

第 32 条 講習実施責任者は、前条の規定により交付した実務実習結果通知書の実務実習の判定項目が「E(要指導)」に該当する実習生に対しては、実習生の所属する指定講習機関の管理者と協議した上で、再実務実習又は補充教養を行うものとする。

#### 第 6 節 委員会

(講習実施推進委員会)

第 33 条 講習を効果的かつ適正に実施するため、交通部に講習実施推進委員会を設置するものとする。

2 講習実施推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長には交通部長を、副委員長には運転免許本部長をもって充てる。

3 委員には、交通総務課長、運転教育課長、運転教育課課長代理その他委員長が指名する者をもって充てる。

(運営)

第 34 条 講習実施推進委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰するものとする。この場合において、委員長が必要と認めたときは、講習実施推進委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2 講習実施推進委員会の庶務は、運転教育課において処理するものとする。

#### 第 2 章 管理者講習

(講習指導員の要件)

第 35 条 講習指導員は、次の要件を満たしている者とする。

(1) 30 歳以上の者

(2) 自動車の運転免許を現に有し、自動車の運転経歴を 2 年以上有する者又は交通安全に関する業務の経験を 2 年以上有する者

(講習の編成)

第 36 条 管理者講習は、原則として 200 人以内の人員を単位として行うものとする。

(講習の受付)

第 37 条 管理者講習の受付は、次に掲げる要領によるものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 規則第 38 条第 15 項に規定する安全運転管理者・副安全運転管理者講習通知書(以下この条において「通知書」という。)及び安全運転管理者講習受講票(第 14 号様式)又は副安全運転管理者講習受講票(第 15 号様式)を提出させ、本人であるか否かを免許証その他の疎明資料により確認して受け付けること。

(3) 安全運転管理者講習受講票又は副安全運転管理者講習受講票を忘れ、又は紛失した者については、前号に準じて取り扱うこと。

(講習の内容)

第 38 条 管理者講習は、規則第 38 条第 1 項第 1 号に規定する事項について、安全運転管理者講習内容(別表第 2)又は副安全運転管理者講習内容(別表第 3)により行うものとする。

(講習の方法)

第 39 条 管理者講習は規則第 38 条第 1 項第 2 号に規定する方法により行うものとする。

(記録)

第 40 条 講習実施責任者は、管理者講習を終了したときは、その実施結果を管理者講習実施結果表(第 16 号様式)に記録しておかなければならない。

### 第 3 章 取消処分者講習

(講習の対象者)

第 41 条 取消処分者講習は、法第 96 条の 3 第 1 項に規定する取消処分者等及び同法第 2 項に規定する準取消処分者等を対象とする。ただし、当該講習の対象者のうち、以下のいずれかに該当する者については、飲酒取消講習の対象とする。

(1) 運転免許の取消処分に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成 25 年法律第 86 号)第 2 条から第 4 条までの罪でアルコールの影響によるもの(以下「飲酒運転」という。)の法令違反に含まれている者

(2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

2 前項各号のいずれにも該当しない者については、一般取消講習の対象とする。

(講習時間及び実施期間)

第 42 条 講習時間は、府令第 38 条第 2 項第 5 号の規定に基づき 13 時間とする。

2 一般取消講習は、連続 2 日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続で実施できない場合は、近接した日に第 2 日目を指定するものとする。

3 飲酒取消講習は 2 日間で行い、第 2 日目については、第 1 日目を起算日として 30 日を経過した日以降に実施するものとする。ただし、やむを得ずこれにより難しい場合には、第 1 日目を起算日として 30 日を経過する日に近接した日に第 2 日目を指定するものとする。

(講習指導員の要件)

第 43 条 公安委員会が取消処分者講習を実施する場合の講習指導員の要件は、第 13 条第 1 項の規定を準用する。

2 指定講習機関が取消処分者講習を実施する場合の講習指導員の要件は、指定講習機関規則第 5 条に規定する運転適性指導員の資格要件を備えている者とする。

(講習の編成)

第 44 条 1 学級の編成は、1 グループ 3 人を単位として計 9 人の編成を基準とする。

2 受講者の態様に応じた適正な講習を実施するため、四輪学級及び二輪学級の編成を行い、講習対象者の区分は、原則として、受講者が得ようとしている免許の種類に応じ

て行うものとする。ただし、当該免許に係る運転技量が著しく未熟な場合、講習の効果が十分期待できないと認められる場合等は、この限りではない。

(講習指導員の数)

第 45 条 1 グループにつき、講習指導員 1 人を配置するとともに、原則として 1 学級につき補助者を 1 人充てるものとする。

2 指定講習機関の行う講習の補助者にあつては、法第 108 条の 5 第 1 項の規定により、運転適性指導員を充てるものとする。

(講習の受付)

第 46 条 取消処分者講習の受付は、次に掲げる要領によるものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 神奈川県道路交通法施行細則(昭和 44 年神奈川県公安委員会細則第 1 号。以下「細則」という。)第 27 条第 1 項に規定する取消処分者講習受講申請書(以下この章において「申請書」という。)、運転免許行政処分取扱要綱の制定について(平成 30 年 3 月 30 日 例規第 15 号、神免発第 262 号。以下「行政処分取扱要綱」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に規定する処分書又は同要綱第 51 条に規定する通知書(以下「処分書等」という。)及び写真 2 枚を提出させ次の事項を確認し、受け付けること。

ア 処分書等の記載内容

イ 申請書の記載内容

ウ 講習手数料

(3) 処分書等を持参しない者又は準取消処分者等については、本人であることを身分証明書、住民票等で確認し、受け付けること。

2 講習実施責任者は、前項の受付を終了した者について、取消処分者講習受講者名簿(第 17 号様式)を作成するものとする。

3 講習実施責任者は、第 2 日目の受付を終了した者について、取消処分者講習終了証明書交付簿(第 18 号様式)を作成するものとする。

(講習の内容)

第 47 条 取消処分者講習は、規則第 38 条第 2 項第 2 号及び第 4 号に規定する事項について、取消処分者講習内容(別表第 4)により行うものとする。

(講習の方法)

第 48 条 取消処分者講習は、規則第 38 条第 2 項第 3 号に規定する方法により行うものとする。

2 運転適性診断を行う場合にあつては、警察庁科学警察研究所が作成した科警研編 73C 又はこれと同等の水準以上のものであることによる運転適性検査を行い、その結果に基づき作成された運転適性診断票を使用して指導を行うものとする。

3 運転技能診断を行う場合にあつては、運転技能診断票(第 19 号様式)を使用して指導を行うものとする。

4 第2項から前項までに規定する指導が終了したときは、使用した運転適性診断票及び運転技能診断票を受講者にそれぞれ交付するものとする。

(使用車両)

第49条 実技に使用する車両は、受講者が受けようとする免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車(以下この条において「自動車等」という。)を使用するものとする。ただし、対応する自動車等がない場合は、受けようとする免許の種類に対し、次に掲げる自動車等を使用することができる。

(1) 大型免許を受けようとする者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車

(2) 中型免許を受けようとする者は、準中型自動車又は普通自動車

(3) 準中型免許を受けようとする者は、普通自動車

(4) 大型自動二輪免許を受けようとする者は普通自動二輪車

2 前項の規定において、身体障害者が自己保有の改造車両の持ち込みを希望した場合は、手数料の特例は設けられていないことについてあらかじめ承諾を得た上で持ち込みを認めるものとする。

(講習終了証明書の交付)

第50条 講習実施責任者及び指定講習機関は、取消処分者講習の全課程を終了した者に対して、細則第27条第15項に規定する取消処分者講習終了証明書に提出を受けた写真を貼付し、講習実施責任者にあつては神奈川県警察公印規程(昭和55年神奈川県警察本部訓令第12号)第3条に規定する公安委員会押出印を、指定講習機関にあつては指定講習機関の押出印を写真と台紙に契印し、交付するものとする。この場合において、副本にも同様に写真を貼付し、保管するものとする

2 指定講習機関は、前項の規定により取消処分者講習終了証明書を交付したときは、その写しを講習実施責任者に送付するものとする。

(講習終了証明書の再交付)

第51条 講習実施責任者及び指定講習機関は、前条の講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより講習を終了した者から再交付の申請があつたときは、取消処分者講習終了証明書再交付申請書(第20号様式)を提出させ、取消処分者講習終了証明書の副本と照合し、本人であることを確認し、交付するものとする。

(講習受講名簿の作成)

第52条 講習実施責任者は、取消処分者講習を終了したとき、又は指定講習機関事務処理要領の制定について(平成2年8月24日 例規第30号、神免発第296号、神試発第154号。以下「指定講習機関事務処理要綱」という。)第15条第1項に規定する取消処分者講習実施結果報告書を受理したときは、行政処分取扱要綱第46条第2項に規定する取消処分者講習済登録を速やかに行い、取消処分者講習受講者登録名簿(第21号様式)を作成するものとする。

(準用規定)

第 53 条 第 40 条の規定は、取消処分者講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習」とあるのは「取消処分者講習」と、「管理者講習実施結果表(第 16 号様式)」とあるのは「取消処分者講習実施結果表( 月中)(第 22 号様式)」と読み替えるものとする。

#### 第 4 章 停止処分者講習

(講習の区分)

第 54 条 停止処分者講習は、運転免許の保留、運転免許の効力の停止又は自動車の運転の禁止の期間(以下この章において「処分期間」という。)に応じ、次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 処分期間が 40 日未満の者に対する講習(以下「短期講習」という。)
- (2) 処分期間が 40 日以上 90 日未満の者に対する講習(以下「中期講習」という。)
- (3) 処分期間が 90 日以上の方に対する講習(以下「長期講習」という。)

(講習指導員の要件)

第 55 条 講習指導員は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 25 歳以上の者
- (2) 運転適性指導(法第 108 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。)に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上の者
- (3) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者

(講習の編成等)

第 56 条 停止処分者講習は、原則としてそれぞれ 9 人を単位として行うものとし、運転適性指導については 1 グループ 3 人以内とするものとする。

- 2 停止処分者講習は、受講者の態様に応じた適正な講習を実施するため、特別学級及び一般学級に編成して行うよう努めるものとする。
- 3 特別学級は、次の表の左欄に掲げる区分とし、それぞれ同表の右欄に掲げる受講者をもって編成するものとする。

区分	受 講 者
速度学級	処分の事由に照らして速度の危険性について指導する必要があると認められる者
飲酒学級	処分の事由に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる者
二輪学級	主として二輪車を運転している者及び処分の事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められる者

- 4 一般学級は、特別学級の受講者以外の者をもって編成するものとする。

(講習指導員の数)



第 57 条 講習指導員は 1 学級につき 1 人とし、運転適性指導については、1 グループにつき講習指導員 1 人を配置するものとする。

(講習の受付)

第 58 条 停止処分者講習の受付は、次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 処分書等及び細則第 27 条第 2 項に規定する停止処分者講習受講申請書(以下この章において「申請書」という。)を提出させ、次の事項を確認し、受け付けること。

ア 処分書等の記載内容

イ 申請書の記載内容

ウ 処分執行の始期及び処分期間

エ 講習手数料

- (3) 処分書等を忘れ、又は紛失した者については、本人であることを身分証明書、住民票等で確認し、受け付けること。この場合において、処分執行の始期、処分期間等の確認については運転教育課又は処分を受けた警察署に照会して確認すること。

(講習の内容)

第 59 条 停止処分者講習は、規則第 38 条第 3 項第 2 号に規定する事項について、短期講習内容(別表第 5)、中期講習内容(別表第 6)及び長期講習内容(別表第 7)により行うものとする。

(講習の方法)

第 60 条 停止処分者講習は、規則第 38 条第 3 項第 3 号に規定する方法により行うものとする。

(考査)

第 61 条 講習実施責任者は、講習内容の習得状況及び講習効果を確認するため考査を行うものとする。

2 考査は、正誤式問題により行うものとする。

(考査の成績)

第 62 条 考査の成績については、処分期間の短縮日数の基準(別表第 8)により評価するものとする。

(再考査)

第 63 条 講習実施責任者は、考査の成績が 50 パーセント未満の者を再考査対象者名簿(第 23 号様式)により再考査対象者として指定するものとする。

2 講習実施責任者は、前項の再考査対象者として指定された者から再考査の申出があったときは、講習を終了した日の翌日以降の日を指定して、再考査を行うものとする。この場合において、申請書に「再考査」と記入するものとする。

(成績の記録及び申請書の保管)

第 64 条 講習実施責任者は、考査の成績を申請書に記録し、運転教育課において保管するものとする。

(処分書等の返還)

第 65 条 講習実施責任者は、停止処分者講習を終了した者に、受付時に提出を受けた処分書等を返還するものとする。

(準用規定)

第 66 条 第 40 条の規定は、停止処分者講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習」とあるのは「停止処分者講習」と、「管理者講習実施結果表(第 16 号様式)」とあるのは「停止処分者講習実施結果表( 月中)(第 24 号様式)」と読み替えるものとする。

(他の公安委員会で処分を受けた者に対する講習)

第 67 条 講習実施責任者は、他の都道府県公安委員会で処分を受けた者から講習の受講の申請があったときは、処分を受けた他の公安委員会から交付された処分書の提示を求めて処分事実を確認した上、受講させるものとする。ただし、処分書を所持していない者については、受講することはできない。

2 講習実施責任者は、前項の規定による停止処分者講習を終了したときは、処分をした他の公安委員会に考査結果を通報するものとする。

## 第 5 章 取得時講習

### 第 1 節 大型車講習及び中型車講習

(講習指導員の資格要件)

第 68 条 大型自動車講習指導員は、次のいずれかの要件を備えている者とする。

(1) 道路交通法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 90 号。以下「平成 16 年改正法」という。)により改正後の道路交通法第 99 条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証(大型)の交付を受けている者

(2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成 17 年政令第 183 号)附則第 5 条第 1 項の規定により公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として公安委員会が認めるものを修了した次の者

ア 道路交通法の一部を改正する法律(平成 5 年法律第 43 号)附則第 7 条に規定するみなし教習指導員(以下「みなし教習指導員」という。)のうち、同法による改正前の道路交通法(以下「平成 5 年改正前の道路交通法」という。)第 99 条第 1 項第 3 号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

イ 平成 16 年改正法による改正前の道路交通法第 99 条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証(大型)の交付を受けている者

(3) 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号に該当する者(大型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第

1号。以下「届出規則」という。)第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程(以下「届出自動車教習所指導員研修課程」という。)で大型免許に係るものを修了した者であつて、同号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

2 中型車講習指導員は、次の要件を備えている者とする。

(1) 平成16年改正法により改正後の道路交通法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(中型)の交付を受けている者

(2) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

(3) 平成16年改正法による改正後の道路交通法第99条の3第4項第1号に該当する者(中型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

(講習の内容)

第69条 大型車講習及び中型車講習(以下「大型車講習等」という。)は、規則第38条第4項第1号の表第3欄及び第4号に規定する事項について、大型車講習及び中型車講習の内容(別表第9)により行うものとする。

(講習指導員の数)

第70条 前条に規定する大型車講習及び中型車講習の講習指導員の配置は、原則として次のとおりとする。

(1) 貨物自動車の特性を理解した運転は、受講者1人に対し講習指導員1人とする事

(2) 危険を予測した運転のうち、観察学習(自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる講習。以下同じ。)を行う場合は、受講者3人以内に対し講習指導員1人とする事

(3) 危険予測ディスカッションは、原則として前号の危険を予測した運転を担当した講習指導員が引き続き行う事

(4) 夜間の運転及び悪条件下での運転のうち、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、受講者3人以内に対し講習指導員1人とする事

(講習の受付)

第71条 大型車講習等の受付は次に掲げる要領によるものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けない事

(2) 細則第27条第3項に規定する普通車講習等受講申請書(以下この項、第82条及び第89条において「申請書」という。)に運転免許取扱要綱の制定について(平成30年3月30日 例規第12号、神免発第259号。以下「免許取扱要綱」という。)第32条

第2号第1号イに規定する運転免許試験合格通知書(以下「合格通知書」という。)及び仮免許を添えて提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。)第33条の6に規定する大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者(以下「政令除外者」という。)の該当の有無

イ 仮免許の有効期限

ウ 申請書の記載内容

エ 講習手数料

2 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、講習日指定書(第25号様式)を交付し、講習の区分に応じて大型車講習受講者名簿(第26号様式)又は中型車講習受講者名簿(第27号様式)に記載するものとする。

(講習の方法)

第72条 大型車講習等は、規則第38条第4項第1号の表第4欄に規定する方法により行うものとする。

(使用車両)

第73条 実技に使用する車両は、原則として大型車講習にあつては大型自動車(貨物自動車に限る。)と、中型車講習にあつては中型自動車(貨物自動車に限る。)とする。ただし、規則第38条第4項第5号に掲げる講習事項にあつては、同号イからホまでにそれぞれ定める自動車を用いて行うことができる。

(講習終了者名簿の作成)

第74条 講習実施責任者は、大型車講習等の全課程を終了した者について、講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿(第28号様式)又は中型車講習終了者名簿(第29号様式)を作成するものとする。

(講習終了証明書の交付)

第75条 講習実施責任者は、大型車講習等の全課程を終了した者に対し、講習の区分に応じて規則第38条第16項に規定する大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書を交付するものとする。

(講習終了証明書の再交付)

第76条 講習実施責任者は、大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した者から講習終了証明書再交付申請書(第30号様式)により再交付の申請があつたときは、講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿と合格通知書を照合し、再交付するものとする。

(講習終了後の措置)

第77条 交通部運転免許本部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)は、大型車講習等を終了した者について次の事項を確認し、応急救護処置講習(一)を終了しているとき又は応急救護処置講習(一)の免除者であるときは、講習に関する書類を免許取扱要

綱第6条第2項に規定する運転免許申請書(以下「免許申請書」という。)とともに保管するものとする。

- (1) 申請者本人であること
- (2) 講習の区分に応じて大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書及び規則第38条第16項に規定する応急救護処置講習(一)終了証明書が添付されていること。
- (3) 政令除外者の該当の有無  
(準用規定)

第78条 第40条の規定は、大型車講習等の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習」とあるのは「大型車講習等」と、「管理者講習実施結果表(第16号様式)」とあるのは「講習の区分に応じて大型車講習実施結果表(第31号様式)又は中型車講習実施結果表(第32号様式)」と読み替えるものとする。

#### 第2節 準中型車講習

(講習指導員の資格要件)

第79条 準中型車講習指導員は、次のいずれかの要件を備えている者とする。

- (1) 道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下「平成27年改正法」という。)による改正後の道路交通法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(準中型)の交付を受けている者
- (2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第258号)附則第4条第1項の規定により公安委員会が指定する研修を修了した者であって、平成27年改正法による改正前の道路交通法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(中型)の交付を受けている者
- (3) 平成27年改正法による改正後の道路交通法第99条の3第4項第1号に該当する者(準中型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

(講習の内容)

第80条 準中型車講習は、規則第38条第4項第1号の表第3欄及び第4号に規定する事項について、準中型車講習の内容(別表第10)により行い、受講時に普通免許を受けている者にあつては準中型自動車を使用した講習のみを、普通免許を受けていない者にあつては準中型自動車を使用した講習と併せて普通自動車を使用した講習を行うものとする。

2 講習科目のうち、危険を予測した運転及び危険予測ディスカッションを規則第23条第1項聴力の項第2号に規定する後写鏡その他の装置(以下「特定後写鏡等」という。)を使用すべき条件(以下「特定後写鏡等条件」という。)が付される者(以下「特定後写鏡等条件付与者」という。)に対して実施する場合は、単独練習により行うものとする。

ただし、複数の特定後写鏡等条件付与者に対し、手話、筆談等により相互の意思疎通の手段が確保されているときは、この限りではない。

- 3 特定後写鏡等条件付与者が、補聴器を使用している場合には、講習科目のうち、危険を予測した運転において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えない。

(講習指導員の数)

第 81 条 前条に規定する準中型車講習の講習指導員の配置は、原則として次のとおりとする。

- (1) 貨物自動車の特性を理解した運転は、受講者 1 人に対し講習指導員 1 人とする。
  - (2) 危険を予測した運転のうち、観察講習を行う場合は、受講者 3 人以内に対し講習指導員 1 人とする。
  - (3) 危険予測ディスカッションは、原則として前号の危険を予測した運転を担当した講習指導員が引き続き行うこと。
  - (4) 夜間の運転及び悪条件下での運転のうち、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、受講者 3 人以内に対し講習指導員 1 人とする。
- 2 普通自動車を使用した講習における講習指導員は、受講者 3 人以内に対し講習指導員 1 人を基準とする。

(講習の受付)

第 82 条 準中型車講習の受付は、次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと
- (2) 申請書に合格通知書及び仮免許を添えて提出させ、次の事項を確認して受け付けること。
  - ア 政令除外者の該当の有無
  - イ 仮免許の有効期間
  - ウ 申請書の記載内容
  - エ 講習手数料
- (3) 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、講習日指定書を交付し、準中型車講習受講者名簿(第 33 号様式)に記載するものとする。

(講習の方法)

第 83 条 準中型車講習は、規則第 38 条第 4 項第 1 号の表 4 欄に規定する方法により行うものとする。

(使用車両)

第 84 条 実技に使用する車両は、原則として、準中型自動車を使用する講習にあつては準中型自動車(貨物自動車に限る。)と、普通自動車を使用する講習にあつては普通自動車とする。この場合において、特定後写鏡等条件付与者に対する講習の場合には、準

中型自動車は車室外に、普通自動車は車室内において特定後写鏡等を使用させるものとする。

- 2 前項の場合において、規則第 38 条第 4 項第 5 号ホの規定により、同項第 1 号の表の準中型免許の項第 3 欄第 3 号に掲げる講習事項にあっては、普通自動車を使用することができる。

(準用規定)

第 85 条 第 74 条の規定は準中型車講習の講習終了者名簿の作成について、第 75 条の規定は準中型車講習の講習終了証明書の交付について、第 76 条の規定は準中型車講習の講習終了証明書の再交付について、第 77 条の規定は準中型車講習の講習終了後の措置について準用する。この場合において、第 74 条中「大型車講習等」とあるのは「準中型車講習」と、「講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿(第 28 号様式)又は中型車講習終了者名簿(第 29 号様式)」とあるのは「準中型車講習終了者名簿(第 34 号様式)」と、第 75 条中「大型車講習等」とあるのは「準中型車講習」と、「講習の区分に応じて規則第 3 第 16 項に規定する大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「規則第 38 条第 16 項に規定する準中型車講習終了証明書」とし、第 76 条中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「準中型車講習終了証明書」と、「講習の区分に応じて大型者講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿」とあるのは「準中型車講習終了者名簿」とし、第 77 条中「大型車講習等」とあるのは「準中型車講習」と、同条第 2 号中「講習の区分に応じて大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「準中型車講習終了証明書」と読み替えるものとする。

- 2 第 40 条の規定は、準中型車講習の実施結果について準用する。この場合において、同条中「管理者講習」とあるのは「準中型車講習」と、「管理者講習実施結果表(第 16 号様式)」とあるのは「準中型車講習実施結果表(第 35 号様式)」と読み替えるものとする。

### 第 3 節 普通車講習

(講習指導員の資格要件)

第 86 条 普通車講習指導員は、次のうちいずれかの要件を備えている者とする。

- (1) 法第 99 条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証(普通)の交付を受けている者
- (2) みなし教習指導員のうち、平成 5 年改正前の道路交通法第 99 条第 1 項第 3 号の規定により、普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
- (3) 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号に該当する者(普通免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であって、届出規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

(講習の内容)

第 87 条 普通車講習は、規則第 38 条第 4 項第 1 号の表第 3 欄及び第 4 号に規定する事項について、普通車講習内容(別表第 11)により行うものとする。

- 2 講習科目のうち、危険を予測した運転及び危険予測ディスカッションを特定後写鏡等条件付与者に対して実施する場合は、単独講習により行うものとする。ただし、複数の特定後写鏡等条件付与者に対し、手話、筆談等により相互の意思疎通の手段が確保されているときは、この限りでない。
- 3 特定後写鏡等条件付与者が、補聴器を使用している場合には、講習科目のうち危険を予測した運転において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させることを妨げない。

(講習指導員の数)

第 88 条 実技における講習指導員は、受講者 3 人以内に対し 1 人を基準とする。

(講習の受付)

第 89 条 普通車講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと
- (2) 申請書に合格通知書及び仮免許を添えて提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア 政令除外者の該当の有無

イ 仮免許の有効期間

ウ 申請書の記載内容

エ 講習手数料

- 2 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、講習日指定書を交付し、普通車講習受講者名簿(第 36 号様式)に記載するものとする。

(講習の方法)

第 90 条 普通車講習は、規則第 38 条第 4 項第 1 号の表第 4 欄に規定する方法により行うものとする。

(使用車両)

第 91 条 実技に使用する車両は、普通乗用自動車とする。この場合において、特定後写鏡等条件付与者に対する講習の場合には、車室内において特定後写鏡等を使用させるものとする。

(準用規定)

第 92 条 第 74 条の規定は、普通車講習の講習終了者名簿の作成について、第 75 条の規定は普通車講習の講習終了証明書の交付について、第 76 条の規定は普通車講習の講習終了証明書の再交付について、第 77 条の規定は普通車講習の講習終了後の措置について準用する。この場合において、第 74 条中「大型車講習等」とあるのは「普通車講習」と、「講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿(第 28 号様式)又は中型車講習終了者名簿(第 29 号様式)」とあるのは「普通車講習終了者名簿(第 37 号様式)」と、第 7



5 条中「大型車講習等」とあるのは「普通車講習」と、「講習の区分に応じて規則第 38 条第 16 項に規定する大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「規則第 38 条第 16 項に規定する普通車講習終了証明書」と、第 76 条中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「普通車講習終了証明書」と、「講習の区分に応じて大型者講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿」とあるのは「普通車講習終了者名簿」と、第 77 条中「大型車講習等」とあるのは「普通車講習」と、同条第 2 号中「講習の区分に応じて大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「普通車講習終了証明書」と読み替えるものとする。

- 2 第 40 条の規定は、普通車講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習」とあるのは「普通車講習」と、「管理者講習実施結果表(第 16 号様式)」とあるのは「普通車講習実施結果表(第 38 号様式)」と読み替えるものとする。

#### 第 4 節 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

(講習指導員の資格要件)

第 93 条 大型二輪車講習指導員は、次のいずれかの要件を備えている者とする。

(1) 法第 99 条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証(大自二)の交付を受けている者

(2) 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号に該当する者(大型二輪免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

2 普通二輪車講習指導員は、次のいずれかの要件を備えている者とする。

(1) 法第 99 条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証(普自二)の交付を受けている者

(2) みなし教習指導員のうち、平成 5 年改正前の道路交通法第 99 条第 1 項第 3 号の規定により自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

(3) 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則(平成 8 年国家公安委員会規則第 9 号)附則第 9 条の規定により、教習指導員資格者証(普自二)とみなされる教習指導員資格者証(自二)の交付を受けている者

(4) 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号に該当する者(普通二輪免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(講習の内容)

第 94 条 大型二輪車講習及び普通二輪車講習(以下「大型二輪車講習等」という。)は、規則第 38 条第 5 項第 1 号の表第 3 欄及び第 3 号に規定する事項について、大型二輪車講習等内容(別表第 12)により行うものとする。

(講習指導員の数)

第 95 条 前条の規定に基づき行われる実技の講習指導員は、受講者 3 人以内に対し 1 人を基準とする。この場合において、講習指導員が 2 人以上になる場合は、中心となる主任の講習指導員を指定し、当該指定された講習指導員の指示により、効果的な講習を行うものとする。

2 講習指導員は、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり、安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合は、受講者 3 人以内に対し講習指導員 1 人とする。この場合において何らかの不測の事態が発生したときにこれに対処できるよう、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講じ、受講者の安全を確保するものとする。

(講習の受付)

第 96 条 大型二輪車講習等の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと

(2) 細則第 27 条第 4 項に規定する普通二輪車講習等受講申請書に合格通知書を添えて提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア 政令除外者の該当の有無

イ 普通二輪車講習等受講申請書の記載内容

ウ 講習手数料

2 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、講習日指定書を交付し、講習の区分に応じて大型二輪車講習受講者名簿(第 39 号様式)又は普通二輪車講習受講者名簿(第 40 号様式)に記載するものとする。

(講習の方法)

第 97 条 大型二輪車講習等は、規則第 38 条第 5 項第 1 号の表第 4 欄に規定する方法により行うものとする。

(使用車両)

第 98 条 大型二輪車講習に使用する車両は、総排気量 0.700 リットル以上の大型自動二輪車とする。

2 普通二輪車講習に使用する車両は、小型限定普通二輪免許を受けようとする者にあつては総排気量 0.090 リットル以上 0.125 リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許を受けようとする者にあつては総排気量 0.300 リットル以上の普通自動二輪車とする。

(準用規定)

第 99 条 第 74 条の規定は、大型二輪車講習等の講習終了者名簿の作成について、第 75 条の規定は大型二輪車講習等の講習終了証明書の交付について、第 76 条の規定は大型二輪車等の講習終了証明書の再交付について、第 77 条の規定は普通車講習等の講習終了後の措置について準用する。この場合において第 74 条中「大型車講習等」とあるのは「大型二輪車講習等」と、「大型車講習終了者名簿(第 28 号様式)又は中型車講習終了者名簿(第 29 号様式)」とあるのは「大型二輪車講習終了者名簿(第 41 号様式)又は普

通二輪車講習終了者名簿(第 42 号様式)」と、第 75 条中「大型車講習等」とあるのは「大型二輪車講習等」と、「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「大型二輪車講習終了証明書又は普通二輪車講習終了証明書」と、第 76 条中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「大型二輪車講習終了証明書又は普通二輪車講習終了証明書」と、「大型車講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿」とあるのは「大型二輪車講習終了者名簿又は普通二輪車講習終了者名簿」と、第 77 条中「大型車講習等」とあるのは「大型二輪車講習等」と、同条第 2 号中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「大型二輪車講習終了証明書又は普通二輪車講習終了証明書」と読み替えるものとする。

- 2 第 40 条の規定は、大型二輪車講習等の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習」とあるのは「大型二輪車講習等」と、「管理者講習実施結果表(第 16 号様式)」とあるのは「講習の区分に応じて大型二輪車講習実施結果表(第 43 号様式)又は普通二輪車講習実施結果表(第 44 号様式)」と読み替えるものとする。

#### 第 5 節 原付講習

(原付講習の区分)

第 100 条 原付講習は、次の区分により行うものとする。

- (1) 安全運転知識講習 原付免許を受けようとする者に対する安全運転の知識に関する講習
- (2) 安全運転技能講習 原付免許を受けようとする者に対する安全運転の技能に関する講習

(講習指導員の資格要件)

第 101 条 講習指導員は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 21 歳以上の者
- (2) 原動機付自転車を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間(当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して 3 年以上のもの。
- (3) 原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者
- (4) その他人格、識見ともに優れ講習指導員としてふさわしい者

(講習指導員の数)

第 102 条 原付講習の講習指導員の配置は、原則として次のとおりとする。

- (1) 安全運転知識講習は、受講者の状況に応じた適宜な人員を単位として行うものとする。
- (2) 安全運転技能講習は、1 グループ 10 人の受講者に対し、指導員 3 人を充てるものとする。

2 講習指導員は、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合は、受講者3人以内に対し講習指導員1人とするものとする。この場合において何らかの不測の事態が発生したときにこれに対処できるよう、無線による伝達装置を使用するなどの措置を講じ、受講者の安全を確保するものとする。

(合格者名簿の作成)

第103条 講習実施責任者は、原付免許学科試験に合格した者について、原付試験合格者名簿(第45号様式)を作成するものとする。

(講習の受付)

第104条 原付講習の受付は、次に掲げる要領によるものとする。

(1) 受付は、合格発表後から行い、講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 細則第27条第5項に規定する原付講習受講申請書を提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア 政令除外者の該当の有無

イ 原付講習受講申請書の記載内容

ウ 講習手数料

2 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、原付講習受講者名簿(第46号様式)に記載するものとする。

(講習の内容)

第105条 原付講習は、規則第38条第6項第1号及び第3号に規定する事項について、原付講習内容(別表第13)により行うものとする。

(使用車両)

第106条 実車に使用する車両はスクータータイプのものとする。ただし、必要に応じて変速ギア付原動機付自転車を併用してもよいこととする。

(講習の方法)

第107条 原付講習は、規則第38条第6項第2号に規定する方法により行うものとする。

(準用規定)

第108条 第75条の規定は原付講習の講習終了証明書の交付について、第76条の規定は原付講習の講習終了証明書の再交付について準用する。この場合において、第75条中「大型車講習等」とあるのは「原付講習」と、「講習の区分に応じて規則第38条第16項に規定する大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「規則第38条第16項に規定する原付講習終了証明書」と、第76条中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「原付講習終了証明書」と、「講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿」とあるのは「原付講習受講者名簿」と読み替えるものとする。

- 2 第 40 条の規定は、原付講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習実施結果表(第 16 号様式)」とあるのは「原付講習実施結果表(月報)(第 47 号様式)」と読み替えるものとする。

#### 第 6 節 旅客車講習

(講習指導員の資格要件)

第 109 条 大型旅客車講習指導員は、次の要件を備えている者とする。

- (1) 法第 99 条の 3 第 4 項の規定により、教習指導員資格者証(大型二種)の交付を受けている者
  - (2) 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号に該当する者(大型二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
- 2 中型旅客車講習指導員は、次の要件を備えている者とする。

- (1) 法第 99 条の 3 第 4 項の規定により、教習指導員資格者証(中型二種)の交付を受けている者
  - (2) 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号に該当する者(中型二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
- 3 普通旅客車講習指導員は、次の要件を備えている者とする。

- (1) 法第 99 条の 3 第 4 項の規定により、教習指導員資格者証(普通二種)の交付を受けている者
  - (2) 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号に該当する者(普通二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
- (講習の内容)

第 110 条 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習(以下「旅客車講習」という。)は、規則第 38 条第 7 項第 1 号及び第 4 号に規定する事項について、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習内容(別表第 14)により行うものとする。

(講習指導員の数)

第 111 条 前条に規定する大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習指導員の配置は、原則として次のとおりとする。

- (1) 危険を予測した運転のうち、観察学習を行う場合は、受講者 3 人以内に対して講習指導員 1 人とする。
- (2) 危険予測ディスカッションは、原則として前号の危険を予測した運転を担当した講習指導員が引き続き行うこと。
- (3) 夜間の運転及び悪条件下での運転のうち、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、受講者 3 人以内に対して講習指導員 1 人とする。

(4) 身体障害者等への対応は、受講者 6 人以内に対し講習指導員 1 人とする事。  
(講習の受付)

第 112 条 旅客車講習の受付は、次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 細則第 27 条第 6 項に規定する旅客車講習受講申請書に合格通知書及び免許証又は仮免許を添えて提出させ、次の事項を確認して受け付けること。
  - ア 政令除外者の該当の有無
  - イ 仮免許の有効期間
  - ウ 旅客車講習受講申請書の記載内容
  - エ 講習手数料

2 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、講習日指定書(旅客車講習)(第 48 号様式)を交付し、講習の区分に応じて大型旅客車講習受講者名簿(第 49 号様式)、中型旅客車講習受講者名簿(第 50 号様式)又は普通旅客車講習受講者名簿(第 51 号様式)に記載するものとする。

(講習の方法)

第 113 条 旅客車講習は、規則第 38 条第 7 項第 2 号の表第 3 欄に規定する方法により行うものとする。

(使用車両)

第 114 条 旅客車講習の実技に使用する車両は次のとおりとする。

- (1) 大型旅客車講習 乗車定員 30 人以上のバス型の大型自動車
- (2) 中型旅客車講習 乗車定員 11 人以上 29 人以下のバス型の中型自動車
- (3) 普通旅客車講習 普通乗用自動車

2 前項の場合において、大型旅客車講習又は中型旅客車講習に係る規則第 38 条第 7 項第 1 号ハに掲げる講習事項については、同項第 5 号の規定により、それぞれ中型自動車若しくは普通自動車又は普通自動車を使用することができる。

(準用規定)

第 115 条 第 74 条の規定は、旅客車講習の講習終了者名簿の作成について、第 75 条の規定は旅客車講習の講習終了証明書の交付について、第 76 条の規定は旅客車講習の講習終了証明書の再交付について、第 77 条の規定は旅客車講習の講習終了後の措置について準用する。この場合において、第 74 条中「大型車講習等」とあるのは「旅客車講習」と、「大型車講習終了者名簿(第 28 号様式)又は中型車講習終了者名簿(第 29 号様式)」とあるのは「大型旅客車講習終了者名簿(第 52 号様式)、中型旅客車講習終了者名簿(第 53 号様式)又は普通旅客車講習終了者名簿(第 54 号様式)」と、第 75 条中「大型車講習等」とあるのは「旅客車講習」と、「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書」と、第 76 条中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終

了証明書」とあるのは「大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書」と、「大型車講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿」とあるのは「大型旅客車講習終了者名簿、中型旅客車講習終了者名簿又は普通旅客車講習終了者名簿」と、第 77 条中「大型車講習等」とあるのは「旅客車講習」と、「応急救護処置講習(一)」とあるのは「応急救護処置講習(二)」と、同条 2 号中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書」と、「応急救護処置講習(一)終了証明書」とあるのは「応急救護処置講習(二)終了証明書」と読み替えるものとする。

- 2 第 40 条の規定は、旅客車講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習」とあるのは「旅客車講習」と、「管理者講習実施結果表(第 16 号様式)」とあるのは「講習の区分に応じて大型旅客車講習実施結果表(第 55 号様式)、中型旅客車講習実施結果表(第 56 号様式)又は普通旅客車講習実施結果表(第 57 号様式)」と読み替えるものとする。

#### 第 7 節 応急救護処置講習

(講習指導員の資格要件)

第 116 条 応急救護処置講習指導員は応急救護処置講習(一)及び応急救護処置講習(二)(以下「応急救護処置講習」という。)を行うものとし、応急救護処置講習指導員は次の要件を満たしている者とする。

- (1) 30 歳以上の者
- (2) 自動車の運転免許を現に有し、自動車の運転経歴を 2 年以上有する者又は交通安全に関する業務の経験を 2 年以上有する者
- (3) 法第 99 条の 3 第 4 項に規定する教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、公安委員会の指定する応急救護処置の知識と技能の研修を修了した者

(講習の内容)

第 117 条 応急救護処置講習(一)は、規則第 38 条第 8 項第 1 号の表第 3 欄及び第 4 号に規定する事項について、応急救護処置講習(一)内容(別表第 15)により行うものとする。

2 応急救護処置講習(二)は、規則第 38 条第 8 項第 1 号の表第 3 欄及び第 4 号に規定する事項について、応急救護処置講習(二)内容(別表第 16)により行うものとする。

(講習指導員の数)

第 118 条 応急救護処置講習における講習指導員は、受講者 10 人に対し 1 人を基準とする。

(講習の受付)

第 119 条 応急救護処置講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 規則第 38 条第 7 項に規定する応急救護処置講習受講申請書に合格通知書及び仮免許を添えて提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア 政令除外者の該当の有無

イ 応急救護処置講習受講申請書の記載内容

ウ 講習手数料

(3) 合格通知書及び仮免許を忘れ、又は紛失した者については、本人であることを身分証明書で確認し、受け付けること。

2 講習実施責任者は、前項の規定により受付を終了した者について、応急救護処置講習(一)((二))受講者名簿(第 58 号様式)に記載するものとする。

(講習の方法)

第 120 条 応急救護処置講習は、規則第 38 条第 8 項第 2 号及び第 3 号に規定する方法により行うものとする。

2 応急救護処置講習(一)に使用する模擬人体装置は、受講者 4 人につき全身のもの 2 体又は全身のもの 1 体及び半身のもの 1 体とする。

3 応急救護処置講習(二)に使用する模擬人体装置は、受講者 4 人につき全身のもの 2 体及び乳児全身のもの 1 体又は全身のもの 1 体、半身のもの 1 体及び乳児全身のもの 1 体とする。

(準用規定)

第 121 条 第 74 条の規定は応急救護処置講習の講習終了者名簿の作成について、第 75 条の規定は応急救護処置講習の講習終了証明書の交付について、第 76 条の規定は応急救護処置講習の講習終了証明書の再交付について準用する。この場合において、第 74 条中「大型車講習等」とあるのは「応急救護処置講習」と、「講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿(第 28 号様式)又は中型車講習終了者名簿(第 29 号様式)」とあるのは「応急救護処置講習(一)((二))終了者名簿(第 59 号様式)」と、第 75 条中「大型車講習等」とあるのは「応急救護処置講習」と、「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「応急救護処置講習(一)終了証明書又は応急救護処置講習(二)終了証明書」と、第 76 条中「大型車講習終了証明書又は中型車講習終了証明書」とあるのは「応急救護処置講習(一)終了証明書又は応急救護処置講習(二)終了証明書」と、「講習の区分に応じて大型車講習終了者名簿又は中型車講習終了者名簿」とあるのは「応急救護処置講習(一)((二))終了者名簿」と読み替えるものとする。

2 第 40 条の規定は、応急救護処置講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習」とあるのは「応急救護処置講習(一)((二))」と、「管理者講習実施結果表(第 16 号様式)」とあるのは「応急救護処置講習(一)((二))実施結果表(第 60 号様式)」と読み替えるものとする。

(講習終了後の措置)



第 122 条 運転免許課長は、応急救護処置講習(一)を終了した者について次の事項を確認し、大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習若しくは普通二輪車講習を終了しているとき又は大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習若しくは普通二輪車講習の免除者であるときは、講習に関する書類を免許申請書と共に保管するものとする。

- (1) 申請者本人であること。
- (2) 応急救護処置講習(一)終了証明書及び大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書又は普通二輪車講習終了証明書が添付されていること。
- (3) 政令除外者の該当の有無

2 運転免許課長は、応急救護処置講習(二)を終了した者について次の事項を確認し、大型旅客車講習、中型旅客車講習又は普通旅客車講習を終了しているときは、講習に関する書類を免許申請書と共に保管するものとする。

- (1) 申請者本人であること。
- (2) 応急救護処置講習(二)終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書が添付されていること。
- (3) 政令除外者の該当の有無

#### 第 6 章 指導員講習

(講習の区分)

第 123 条 指導員講習は、次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 教習指導員に対する講習
  - (2) 技能検定員(法第 99 条の 2 第 4 項の規定により公安委員会から技能検定員資格者証の交付を受けた者をいう。)に対する講習
  - (3) 副管理者(施行令第 41 条に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し監督的地位にあり、かつ、管理者を直接に補佐する職員をいう。)に対する講習
- (講習指導員の資格要件)

第 124 条 指導員講習指導員は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 30 歳以上の者
- (2) 自動車の運転免許を現に有し、自動車の運転経歴を 2 年以上有する者又は交通安全に関する業務の経験を 2 年以上有する者
- (3) 法第 99 条の 2 第 4 項に規定する技能検定員資格者証又は法第 99 条の 3 第 4 項に規定する教習指導員資格者証の交付を受けている者

(講習の内容)

第 125 条 指導員講習は、規則第 38 条第 9 項第 2 号の表第 2 欄に規定する事項について、教習指導員講習内容(別表第 17)、技能検定員講習内容(別表第 18)又は副管理者講習内容(別表第 19)により行うものとする。

(講習の編成)

第 126 条 第 123 号各号に定める講習は、原則として 50 人以内の人員を単位として行うものとする。

(講習の受付)

第 127 条 指導員講習の受付は次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 規則第 38 条第 15 項に規定する指定自動車教習所職員講習通知書(以下この条において「通知書」という。)及び指導員講習受講者名簿(第 61 号様式)を提出させ、通知書及び指導員講習受講者名簿に記載の者であるか否かを免許証その他の疎明資料により確認して受け付けること。
- (3) 通知書を忘れ、又は紛失した者については、前号に準じて取り扱うこと。

(講習の方法)

第 128 条 指導員講習は、規則第 38 条第 9 項第 2 号の表第 3 欄に規定する方法により行うものとする。

(準用規定)

第 129 条 第 40 条の規定は、指導員講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習」とあるのは「指導員講習」と、「管理者講習実施結果表(第 16 号様式)」とあるのは「指導員講習実施結果表(第 62 号様式)」と読み替えるものとする。

## 第 7 章 初心運転者講習

(講習の区分)

第 130 条 初心運転者講習は次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 準中型自動車に係る講習
- (2) 普通自動車に係る講習
- (3) 大型二輪車に係る講習
- (4) 普通二輪車に係る講習
- (5) 原動機付自転車に係る講習

(講習指導員の資格要件)

第 131 条 指定講習機関が講習を実施する場合は、指定講習機関規則第 7 条に規定する運転習熟指導員の資格要件を備えている者とする。

(講習の内容)

第 132 条 初心運転者講習は、規則第 38 条第 10 項第 2 号及び第 4 号に規定する事項について、初心運転者講習内容(別表第 20)により行うものとする。

(講習の編成)

第 133 条 初心運転者講習は、原則として 3 人以内を単位として行うものとする。

(初心運転者講習対象者名簿の作成)

第 134 条 講習実施責任者は、初心運転者講習対象者について、警察庁情報管理システムによる運転免許管理業務実施要綱の制定について(平成 2 年 8 月 24 日 例規第 29 号、神免発第 295 号、神試発第 153 号、神情発第 260 号。以下「運転免許管理業務要綱」という。)第 16 条に規定する通報が警察庁情報通信局情報管理課情報処理センター(以下「警察庁情報処理センター」という。)からあった場合は、初心運転者講習通報一覧表(第 63 号様式)を作成するものとする。

(初心運転者講習の通知等)

第 135 条 講習実施責任者は、前条の規定により初心運転者講習通報一覧表を作成したときは、当該対象者に対し、初心運転者講習を受けることができる旨を規則第 38 条の 4 第 1 項に規定する初心運転者講習通知書(以下この章において「通知書」という。)を配達証明郵便により送付し、通知するものとする。なお、通知書を配達証明郵便によらず対象者に手渡しして交付した場合は、対象者本人又は代理人から受領書(第 64 号様式)を徴するものとする。

2 前項の通知書を送付した者については、初心運転者講習対象者名簿(原簿)(第 65 号様式)を作成するものとする。

3 講習実施責任者は、第 1 項の規定により初心運転者講習の通知を行った後、法第 100 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する事実が明らかになった場合は、初心運転者講習中止通知書(第 66 号様式)により通知するものとする。

4 講習実施責任者は、第 1 項の規定により初心運転者講習の通知を行った場合は、指定講習機関に対し、初心運転者講習受講予定者通知書(第 67 号様式)を送付するものとする。

(講習の受付)

第 136 条 初心運転者講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 通知書及び細則第 27 条第 8 項に規定する初心者講習受講申請書を提出させ、次の事項を確認し、受け付けること。

ア 通知書の記載内容

イ 初心者講習受講申請書の記載内容

ウ 講習手数料及び通知手数料

(3) 通知書を忘れ、又は紛失した者については、本人であることを免許証その他の疎明資料により確認し、受け付けること。

(講習の方法)

第 137 条 初心運転者講習は、規則第 38 条第 10 項第 3 号に規定する方法により行うものとする。

(講習の移送)

第 138 条 講習実施責任者は、初心運転者講習対象者が神奈川県外に住所を変更していた場合又は、通知書を受けた後に初心運転者講習対象者が神奈川県外に住所を変更した場合において、当該対象者が現在の住所を管轄する公安委員会で初心運転者講習の受講を希望する旨の申立てがなされたときは、初心運転者講習移送通知書(第 68 号様式)(以下この条において「移送通知書」という。)に関係記録を添付し、速やかにその対象者の住所地を管轄する公安委員会に移送しなければならない。

2 講習実施責任者は、移送通知書の移送経過を明らかにするため、移送通知書の副本を整備保管しておくものとする。

3 講習実施責任者は、県外から移送通知書を受領したときは、第 135 条の規定に基づき速やかに初心運転者講習対象者に通知を行うものとする。

(講習終了証明書の交付)

第 139 条 初心運転者講習を終了した者には、細則第 27 条第 15 項に規定する初心者運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(講習受講者名簿の作成)

第 140 条 講習実施責任者は、指定講習機関事務処理要綱第 15 条第 2 項に規定する初心運転者講習実施結果報告書を受領したときは、行政処分取扱要綱第 46 条第 3 項に規定する初心運転者講習済登録を速やかに行い、初心運転者講習受講者登録名簿(第 69 号様式)を作成するものとする。

(講習を受けない者への措置)

第 141 条 講習実施責任者は、通知書を受けとった者が、施行令第 41 条の 2 に規定するやむを得ない理由なく、講習を受けないで法第 108 条の 3 に規定する期間を経過したときは、法第 100 条の 2 第 1 項に規定する再試験の手続を行うものとする。

(準用規定)

第 142 条 第 40 条の規定は、初心運転者講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習」とあるのは「初心運転者講習」と、「管理者講習実施結果表(第 16 号様式)」とあるのは「初心運転者講習実施結果表(第 70 号様式)」と読み替えるものとする。

## 第 8 章 更新時講習

(講習の区分)

第 143 条 更新時講習は、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 優良運転者に対する講習(以下「優良運転者講習」という。)

(2) 一般運転者に対する講習(以下「一般運転者講習」という。)

(3) 違反運転者等(施行令第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当する者及び講習規則第 5 条第 2 項に規定する者に限る。)に対する講習(以下「違反運転者講習」という。)

(4) 前号に規定する違反者運転者等以外の違反運転者に対する講習(以下「初回運転者講習」という。)

(講習指導員の資格要件)

第 144 条 優良運転者講習指導員は、次の要件を満たしている者とする。

(1) 21 歳以上の者

(2) 自動車の運転免許を現に有し、自動車の運転経歴を 2 年以上有する者又は交通安全に関する業務を 2 年以上有する者

2 一般運転者講習指導員、違反運転者講習指導員及び初回運転者講習指導員は、次の要件を備えている者とする。

(1) 30 歳以上の者

(2) 自動車の運転免許を現に有し、自動車の運転経歴を 2 年以上有する者又は交通安全に関する業務を 2 年以上有する者

(講習の内容)

第 145 条 更新時講習は、規則第 38 条第 11 項第 1 号の表第 2 欄に規定する事項について、優良運転者講習内容(別表第 21)、一般運転者講習内容(別表第 22)、違反運転者講習内容(別表第 23)及び初回運転者講習内容(別表第 24)により行うものとする。

(合同講習)

第 146 条 第 143 条各号に定める講習は、優良運転者講習は一般運転者講習と、違反運転者講習は初回運転者講習と合同で講習を行うことができる。

2 優良運転者講習及び一般運転者講習を合同で行う場合は優良運転者講習及び一般運転者講習の合同講習内容(別表第 25)により行い、違反運転者講習及び初回運転者講習を合同で行う場合は違反者講習内容により行うものとする。

(講習の編成)

第 147 条 更新時講習は、免許更新者の状況に対応した適宜な人員を単位として行うものとし、受講者の様態に応じた適切な講習を実施するため、特別学級及び一般学級に編成して行うことに努めるものとする。

2 特別学級は次の表の左欄に掲げる学級に区分し、それぞれ同表の右欄に掲げる受講者をもって編成するものとする。

区 分	受 講 者
高齢者学級	65 歳以上 70 歳未満の者
若者学級	25 歳未満の者
二輪車学級	主として二輪車を運転している者

3 一般学級は、特別学級の受講者以外の者をもって編成するものとする。

(講習の受付)

第 148 条 更新時講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

(1) 運転免許本部及び警察署(優良運転者講習に限る。)にあっては、更新申請の手続を終了した者から、順次受け付けること。

(2) 警察署(優良運転者講習を除く。)において講習を後日行う場合にあっては、更新  
 手続を終了した者に対し講習の日時、場所等を通知し、後日指定した講習場所で受  
 け付けること。

(講習の方法)

第 149 条 優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回運転者講習は、そ  
 れぞれ規則第 38 条第 11 項第 1 号の表第 3 欄に規定する方法により行うものとする。

(講習終了証明書の交付)

第 150 条 講習実施責任者は、更新時講習を終了した者からの申出により、細則第 27 条  
 第 16 項に規定する更新時講習終了証明書を交付するものとする。

(記録)

第 151 条 講習実施責任者は、更新時講習を終了したときは、その実施結果を更新時講習  
 実施結果表(第 71 号様式)に記録しておかなければならない。

## 第 9 章 高齢者講習及び臨時高齢者講習

### 第 1 節 高齢者講習

(講習の区分)

第 152 条 高齢者講習は、70 歳以上 75 歳未満の講習及び 75 歳以上の講習に区分する。

2 75 歳以上の講習は、法第 101 条の 4 第 2 項に規定する認知機能検査(以下「認知機能検  
 査」という。)の結果を基に規則第 38 条第 12 項第 2 号の表の 1 の項第 1 欄及び同表の  
 2 の項第 1 欄に定める講習(以下「75 歳以上(第 3 分類)の講習」という。)と同表の 2 の  
 項第 1 欄に定める講習(以下「75 歳以上(第 1 分類及び第 2 分類)の講習」という。)に  
 区分する。

(講習指導員の資格要件)

第 153 条 講習指導員は、次の要件を備えている者とする。

(1) 25 歳以上の者

(2) 運転適性指導に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上の者

(3) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、  
 又は講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講  
 習を終了した者

(講習の内容)

第 154 条 高齢者講習は、規則第 38 条第 12 項に規定する事項について、同項第 2 号の表  
 の第 1 欄 1 の項及び同欄の 2 の項に規定する高齢者講習の受講者にあつては 75 歳未満  
 及び 75 歳以上(第 3 分類)の高齢者講習内容(別表第 26)により、同号の表の第 1 欄 3 の  
 項に規定する高齢者講習の受講者にあつては 75 歳以上(第 1 分類及び第 2 分類)の高齢  
 者講習内容(別表第 27)により行うものとする。

(講習指導員の数)

第 155 条 高齢者講習は、1 学級につき高齢者講習指導員 1 人を配置するものとする。

- 2 運転適性検査器材による指導、実車による指導及び個人指導については、1 グループ 3 人以内とし、それぞれ高齢者講習指導員 1 人を配置するものとする。
- 3 双方向型講義については、1 グループ 6 人以内とし、それぞれ高齢者講習指導員 1 人を配置するものとする。

(講習の編成)

第 156 条 高齢者講習の 1 学級の編成は、講習効果が上がるように適正な人数で編成するものとする。

(高齢者講習名簿の作成)

第 157 条 講習実施責任者は、神奈川県運転免許管理システム(運転免許管理業務要綱第 2 条第 4 号に規定するシステムをいう。以下「運転免許システム」という。)の講習管理業務又は認知機能検査管理業務(運転免許管理業務要綱第 3 条第 6 号又は第 7 号に規定する業務をいう。)を用いて当該システムに登録された高齢者講習に係るデータに基づき高齢者講習名簿(第 72 号様式)を、認知機能検査に係るデータに基づき高齢者講習名簿(認知機能検査受検後講習)(第 73 号様式)をそれぞれ作成するものとする。

- 2 講習実施責任者は、高齢者講習名簿を 3 通作成し、1 通は運転教育課において保管し、残りの 2 通は講習委託機関及び通知業務を委託する機関(以下「通知委託機関」という。)にそれぞれ交付するものとする。
- 3 講習実施責任者は、高齢者講習名簿(認知機能検査受検後講習)を 2 通作成し、1 通は運転教育課において保管し、残りの 1 通は通知委託機関に交付するものとする。

(高齢者講習の通知)

第 158 条 講習実施責任者は、高齢者講習の対象者に対して、法第 101 条の 4 第 3 項に規定する高齢者講習の情報提供に係る書面(以下「高齢者講習通知書」という。)に次に掲げる事項を記載し、通知するものとする。

- (1) 70 歳以上 75 歳未満の高齢者講習の対象者 法第 101 条の 4 第 3 項第 1 号に規定された事項のほか、高齢者講習の手数料、講習時間、内容、持ち物その他講習の留意事項
- (2) 75 歳以上高齢者講習対象者 認知機能検査の点数及び判定結果に応じた講習の区分、手数料、講習時間、内容、持ち物その他講習の留意事項

(講習の受付)

第 159 条 高齢者講習の受付は、次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 細則第 27 条第 10 項に規定する高齢者講習受講申請書を提出させ、次の事項を確認して受け付けること。
  - ア 高齢者講習通知書
  - イ 高齢者講習受講申請書の記載内容
  - ウ 講習手数料

- (3) 前号アの高齢者講習通知書を忘れ、又は紛失した者については、本人であることを免許証その他の疎明資料により確認し、受け付けること。この場合において、当該対象者の講習区分について、必要があるときは運転教育課において確認を行うこと。

(講習の方法)

第 160 条 高齢者講習は、規則第 38 条第 12 項第 2 号の表の第 2 欄に規定する講習方法により行うものとする。

2 前項の高齢者講習において、運転適性検査器材を用いた検査による指導を行う際使用する運転適性検査器材は、次に掲げるものとする。

- (1) 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
- (2) 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- (3) 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器

3 前項第 3 号の視野検査器を用いた検査の測定結果による指導を行うときは、視野測定結果票(第 74 号様式)を作成し、当該検査結果による指導を実施した後、受講者に交付するものとする。

4 第 1 項の高齢者講習において実車による指導を行うときは、運転頻度等問診票(第 75 号様式)及び運転行動診断票(1)(第 76 号様式)又は運転行動診断票(2)(第 77 号様式)を作成し、受講者の指導に活用するものとする。

(講習終了証明書の交付)

第 161 条 講習実施責任者は、高齢者講習を終了した者に対して、規則第 38 条第 16 項に規定する高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

(報告の受理)

第 162 条 講習実施責任者は、講習委託機関が 75 歳以上の高齢者講習を終了したときは、当該講習結果を高齢者講習等結果報告書(第 78 号様式)により報告を受けるものとする。

(講習受講者名簿の作成)

第 163 条 講習実施責任者は、前条の規定により、講習委託機関から高齢者講習等結果報告書を受領したときは、速やかに運転免許システムにより高齢者講習受講済登録名簿(第 79 号様式)を作成するものとする。

(記録)

第 164 条 講習実施責任者は、高齢者講習を終了した際にその実施結果の記録を次のとおり作成するものとする。

- (1) 免許証の更新を受けようとする者 高齢者講習等実施結果表(月)(第 80 号様式)
- (2) 特定失効者及び特定取消処分者に対する高齢者講習実施結果表(第 81 号様式)

第 2 節 臨時高齢者講習

(講習指導員の資格要件)

第 165 条 臨時高齢者講習には、高齢者講習指導員をもって充てるものとする。



(講習の内容)

第 166 条 臨時高齢者講習は、規則第 38 条第 12 項に規定する事項について、同項第 2 号の表の第 1 欄 4 の項に規定する臨時高齢者講習内容(別表第 28)により行うものとする。

(講習の編成)

第 167 条 臨時高齢者講習の 1 学級の編成は、講習効果が上がるように適正な人数で編成するものとする。

(講習指導員の数)

第 168 条 臨時高齢者講習は、1 学級につき高齢者講習指導員 1 人を配置するものとする。

2 実車による指導及び個人指導については、1 グループ 3 人以内とし、それぞれ高齢者講習指導員 1 人を配置するものとする。

(合同講習)

第 169 条 臨時高齢者講習は、第 152 条第 2 項に規定する 75 歳以上(第 1 分類及び第 2 分類)の講習と合同で行うことができる。合同で講習を実施する場合には、臨時高齢者講習、75 歳未満及び 75 歳以上(第 3 分類)の高齢者講習の合同講習内容(別表第 29)により行うものとする。

(臨時高齢者講習名簿の作成)

第 170 条 講習実施責任者は、臨時高齢者講習の対象者について、警察庁情報処理センターから運転免許管理業務要綱第 16 条に規定する通報があった場合には、臨時高齢者講習名簿(第 82 号様式)を作成するものとする。

2 講習実施責任者は、臨時高齢者講習名簿を 2 通作成し、1 通は運転教育課において保管し、残りの 1 通は通知委託機関に交付するものとする。

(臨時高齢者講習の通知)

第 171 条 講習実施責任者は、臨時高齢者講習の対象者に対し、法第 101 条の 7 第 5 項の規定に基づく書面(以下「臨時高齢者講習通知書」という。)を配達証明郵便により送付し、通知するものとする。この場合において、臨時高齢者講習通知書を配達証明郵便によらず対象者に手渡しして交付した場合は、対象者又は代理人から受領書を徴するものとする。

2 講習実施責任者は、前項の通知書を受けた者が施行令第 37 条の 6 の 4 に規定するやむを得ない理由なく講習を受けずに法第 104 条の 2 の 3 第 3 項に基づき免許の効力の停止を受けたときは、当該停止の期間内に当該講習に係る臨時高齢者講習通知書を重ねて交付するものとする。この場合において、当該停止の処分に係る者又は代理人から受領書を徴するものとする。

(講習の受付)

第 172 条 臨時高齢者講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 細則第 27 条第 10 項に規定する高齢者講習受講申請書を提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア 臨時高齢者講習通知書

イ 高齢者講習受講申請書の記載内容

ウ 講習手数料

(3) 前項アの臨時高齢者講習通知書を忘れ、又は紛失した者については、本人であることを免許証その他の疎明資料により確認し、受け付けること。

(講習の方法)

第 173 条 臨時高齢者講習は、規則第 38 条第 12 項第 2 号の表の第 2 欄に規定する講習方法により行うものとする。

2 実車による指導を行う場合は、第 160 条第 4 項に規定する運転頻度等問診票及び運転行動診断票(2)を作成し、受講者の指導に活用するものとする。

(講習終了証明書の交付)

第 174 条 講習実施責任者は、臨時高齢者講習を終了した者に対し、規則第 38 条第 16 項に規定する高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

(準用規定)

第 175 条 第 162 条の規定は臨時高齢者講習の報告の受理について、第 163 条の規定は臨時高齢者講習の講習受講者名簿の作成について準用する。この場合において、第 162 条中「75 歳以上の高齢者講習を終了したとき」とあるのは「臨時高齢者講習を終了したとき」と読み替えるものとする。

(記録)

第 176 条 講習実施責任者は、臨時高齢者講習を終了したときは、その実施結果を高齢者講習実施結果表に記録しなければならない。

(警察署長の調査)

第 177 条 講習実施責任者は、臨時高齢者講習を実施するに当たり必要と認める場合には、臨時高齢者講習事務依頼書(第 83 号様式)に必要な書面を添えて、臨時高齢者講習の対象者に関する調査、臨時高齢者講習通知書の交付その他の必要な措置を、当該対象者の住所地を管轄する警察署長に依頼することができる。

(警察署長の措置)

第 178 条 警察署長は、前項の規定による依頼を受けた場合には、速やかに調査を行うものとし、その結果について、臨時高齢者講習事務回答書(第 84 号様式)により講習実施責任者に回答するものとする。この場合において、臨時高齢者講習通知書を交付をしたときは、交付した対象者又は代理人から受領書を徴し、臨時高齢者講習事務回答書に添付しなければならない。

第 10 章 違反者講習

(講習の区分)

第 179 条 違反者講習は、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 運転者の資質の向上に資する活動を体験する講習(以下「社会参加活動を含む講習」という。)

(2) 自動車等の運転に基づく運転適性の診断と指導をする講習(以下「社会参加活動を含まない講習」という。)

2 違反者講習にあつては、前項に規定する区分のいずれかを受講者に選択させるものとする。

(講習指導員の資格要件)

第 180 条 講習指導員は、次の要件を満たしている者とする。

(1) 25 歳以上の者

(2) 運転適性指導に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上の者

(3) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者

(講習の内容)

第 181 条 違反者講習は、規則第 38 条第 13 項第 1 号に規定する事項について違反者講習内容(別表第 30)により行うものとする。

(講習の編成)

第 182 条 違反者講習は、原則として 1 学級 9 人以内を単位として行うものとする。

2 受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、免許種別や違反態様に応じ、原則として四輪車又は二輪車の学級編成を行うように努めるものとする。

(違反者講習対象者名簿の作成)

第 183 条 講習実施責任者は、違反者講習対象者について、運転免許管理業務要綱第 16 条に規定する通報が警察庁情報処理センターからあつた場合は、違反者講習対象者名簿(第 85 号様式)を作成するものとする。

2 違反者講習対象者名簿は、2 通作成し、1 通は運転教育課で保管し、残りの 1 通は講習委託機関に交付するものとする。

(違反者講習の通知)

第 184 条 講習実施責任者は、前条の規定により通報のあつた違反者講習対象者に対し、違反者講習通知書(第 86 号様式)(以下この章において「通知書」という。)を配達証明郵便により送付し、通知するものとする。なお、通知書を違反者講習対象者に手渡しにて交付した場合は、当該違反講習対象者又は代理人から受領書を徴するものとする。

2 前項の規定により、配達証明郵便で送付した通知書が本人不在その他の理由により運転教育課に返送されたときは、違反者講習対象者に早期に通知できるよう、追跡調査に努めるものとする。

(講習の受付)

第 185 条 違反者講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 通知書及び細則第 27 条第 11 項に規定する違反者講習受講申請書を提出させ、次の事項を確認して受け付けること。
  - ア 通知書の記載内容
  - イ 違反者講習受講申請書の記載内容
  - ウ 講習手数料及び通知手数料
- (3) 通知書を忘れ、又は紛失した者については、本人であることを免許証その他の疎明資料により確認し、受け付けること。

(講習の方法)

第 186 条 違反者講習は、規則第 38 条第 13 項第 2 号に規定する方法により行うものとする。

(講習の移送)

第 187 条 講習実施責任者は、違反者講習対象者が住所を神奈川県外に変更していた場合又は通知書を受けた後に違反者講習対象者が神奈川県外に住所を変更した場合において、当該違反者講習対象者が現在の住所地を管轄する公安委員会で違反講習の受講を希望する旨の申出(以下この条において「講習移送の申出」という。)がなされたときは、次に掲げる書類を作成し、関係記録を添付し、速やかに当該違反講習対象者の住所地を管轄する公安委員会へ移送するものとする。

- (1) 第 184 条第 2 項に規定する追跡調査の結果により、当該違反者講習対象者から講習移送の申出を受けたときは、違反者講習移送通知書(第 87 号様式)を作成するものとする。この場合において、当該違反者講習対象者が外国免許保有者(法第 97 条の 2 第 2 項に規定する自動車等の運転に関する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者。以下同じ。)であったときは、違反者講習移送通知書(第 88 号様式)を作成するものとする。
  - (2) 既に通知書を受けている違反者講習対象者から講習移送の申出を受けたときは、違反者講習通知移送通知書(第 89 号様式)を作成するものとする。この場合において当該違反者講習対象者が外国免許保有者であったときは、違反者講習通知移送通知書(第 90 号様式)を作成するものとする。
- 2 講習実施責任者は、移送経過を明らかにするため、前項各号に掲げる書類の副本を整備保管するものとする。
  - 3 講習実施責任者は、県外から本県にて違反者講習の受講を希望する旨の通知を受理したときは、第 184 条の規定により、速やかに違反者講習対象者に通知を行うものとする。

(講習受講者名簿の作成)

第 188 条 講習実施責任者は、違反者講習を終了した者について、行政処分取扱要綱第 4 条第 4 項に規定する違反者講習受講済登録を行い、違反者講習受講者登録名簿(第 91 号様式)を作成するものとする。

(準用規定)

第 189 条 第 40 条の規定は、違反者講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習」とあるのは「違反者講習」と、「管理者講習実施結果表(第 16 号様式)」とあるのは「違反者講習実施結果表( 月中)(第 92 号様式)」と読み替えるものとする。

(講習を受けない者の措置)

第 190 条 講習実施責任者は、第 187 条第 3 項の規定により通知書を受けた者が法第 102 条の 2 に規定する期間を経過したときは、違反者講習期間経過通知書(第 93 号様式)に関係記録を添付し、その者が違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会に移送するものとする。この場合において、当該違反者講習対象者が外国免許保有者であったときは、違反者講習経過通知書(第 94 号様式)を作成するものとする。

## 第 11 章 自転車運転者講習

(講師の選任)

第 191 条 自転車運転者講習の講師は、警察職員の中から次の要件を備えている者とする。

(1) 原則として、交通警察に従事する警部補以上の階級にある者又は一般職員の相当職にある者

(2) 交通安全教育の実務経験が豊富である者

(講習の内容)

第 192 条 自転車運転者講習は、規則第 38 条第 14 項第 1 号に規定する事項について、自転車運転者講習内容(別表第 31)により行うものとする。

(講習の編成)

第 193 条 自転車運転者講習は、原則として 3 人以内を単位として行うものとする。

(自転車運転者講習管理名簿の作成)

第 194 条 講習実施責任者は、警察庁交通企画課から自転車運転者講習対象者について通報があった場合は自転車運転者講習管理名簿(第 95 号様式)を作成するものとする。

(自転車運転者講習の通知)

第 195 条 講習実施責任者は、前条の規定により通報のあった当該対象者に対し、規則第 38 条の 4 の 4 に規定する自転車運転者講習受講命令書(以下「命令書」という。)を交付する旨を自転車運転者講習受講命令書交付通知書(第 96 号様式)により通知するものとする。

2 自転車運転者講習受講命令書交付通知書の送付は、配達証明郵便により行うものとする。

(命令書の交付)

第 196 条 講習実施責任者は、前条第 1 項の規定により通知を受け、これにより出頭した自転車運転者講習受講対象者に対し、命令書を交付するものとする。

2 前項の場合において、講習実施責任者は、自転車運転者講習の受講を命令する理由を告げ、自転車運転者講習受講命令書受領書(第 97 号様式)を徴するものとする。

(講習の受付)

第 197 条 自転車運転者講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 細則第 27 条第 12 項に規定する自転車運転者講習受講申請書を提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア 命令書の記載内容

イ 自転車運転者講習受講申請書の記載内容

ウ 講習手数料

(3) 本人であることを免許証その他疎明資料により確認すること。

2 講習実施責任者は、前項の受付を終了した者について、自転車運転者講習受講者名簿(第 98 号様式)に記載するものとする。

(講習の方法)

第 198 条 自転車運転者講習は、規則第 38 条第 14 項第 2 号から第 4 号までに規定する方法によるものとする。

(講習終了証書の交付)

第 199 条 講習実施責任者は、自転車運転者講習を終了した者からの申出により、細則第 27 条第 17 項に規定する自転車運転者講習終了証書を交付するものとする。

(講習終了証書の再交付)

第 200 条 講習実施責任者は、自転車運転者講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより再交付の申請があったときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書(第 99 号様式)を提出させ、自転車運転者講習終了証書の副本と照合し、本人であることを確認し、交付するものとする。

(準用規定)

第 201 条 第 40 条の規定は、自転車運転者講習の実施の記録について準用する。この場合において、同条中「管理者講習」とあるのは「自転車運転者講習」と、「管理者講習実施結果表(第 16 号様式)」とあるのは「自転車運転者講習実施結果表( 月中)(第 100 号様式)」と読み替えるものとする。

第 12 章 チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習

第 1 節 チャレンジ講習

(講習の区分)

第 202 条 チャレンジ講習は 70 歳以上 75 歳未満及び 75 歳以上の講習に区分する。

- 2 チャレンジ講習は、普通自動車を運転することができる免許を有する者が受講できる。
- 3 75歳以上のチャレンジ講習は、法101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査(法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。)の結果について、規則第29条の3第1項の式により算出した数値が76点以上である者に限り受講することができる。

(講習指導員の資格要件)

第203条 チャレンジ講習指導員には、次のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 技能検定員
  - (2) 規則第24条第8項の規定により、公安委員会の指定を受けた技能試験官
- (講習の内容)

第204条 チャレンジ講習は、細則第28条第4項に基づき、チャレンジ講習内容(別表第32)により行うものとする。

(講習の編成)

第205条 チャレンジ講習は、原則として1グループ3人以内で行うものとする。

(講習指導員の数)

第206条 チャレンジ講習は、1グループにつきチャレンジ講習指導員を1人配置するものとする。

(講習の受付)

第207条 チャレンジ講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。
- (2) 細則第27条の2第1項に規定するチャレンジ講習受講申請書を提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア チャレンジ講習受講申請書の記載内容

イ 講習手数料

- (3) 本人であるか否かを免許証その他疎明資料により確認して受け付けること。

2 講習実施責任者は、前項の受付を終了した者について、チャレンジ講習受講者名簿(第101号様式)に記載するものとする。

(講習の方法)

第208条 チャレンジ講習における実車走行では、細則第28条第4項に規定するチャレンジ講習実車走行基準及びチャレンジ講習実車走行減点基準に基づいた評価を行い、その評価をチャレンジ講習評価表(第102号様式)に記載するものとする

2 講習実施責任者は、実車走行の終了後にチャレンジ講習アドバイスカード(第103号様式)を交付するものとする。

(講習終了証明書の交付)

第 209 条 講習実施責任者は、チャレンジ講習の結果、実車走行の一般課題及び特別課題の減点数の合計を 100 点から減じた 70 点以上の受講者に対し、講習規則第 2 条第 1 項第 1 号の表の 1 の項及び同条第 1 項第 2 号の表の 1 の項に規定するチャレンジ講習受講結果確認書を交付するものとし、交付した者についてチャレンジ講習受講結果確認書交付簿(第 104 号様式)に記載するものとする。

(準用規定)

第 210 条 第 176 条の規定は、チャレンジ講習の実施結果の記録について準用する。この場合において、同条中「臨時高齢者講習を終了したとき」とあるのは「チャレンジ講習を終了したとき」と読み替えるものとする。

#### 第 2 節 特定任意高齢者講習

(講習の区分)

第 211 条 特定任意高齢者講習は、前節に規定するチャレンジ講習において第 209 条に規定するチャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた 70 歳以上 75 歳未満及び 75 歳以上の講習に区分する。

(講習指導員の資格要件)

第 212 条 特定任意高齢者講習指導員には、高齢者講習指導員をもって充てる。

(講習の内容)

第 213 条 特定任意高齢者講習は、講習規則第 2 条第 1 項第 1 号の表の 1 の項及び同条第 1 項第 2 号の表の 1 の項に規定する事項について、特定任意高齢者講習内容(別表第 33)により行うものとする。

(講習の編成)

第 214 条 特定任意高齢者講習は、講習効果の上がるような適正な人数で行うものとし、運転適性検査器材による指導については、1 グループ 3 人以内とするものとする。

(講習指導員の数)

第 215 条 講習指導員は、1 学級につき 1 人配置するものとし、運転適性検査器材による指導については 1 グループにつき講習指導員 1 人を配置するものとする。

(講習の受付)

第 216 条 特定任意高齢者講習の受付は、次に掲げる要領により行うものとする。

(1) 講習開始時間に遅れた者は、原則として受け付けないこと。

(2) 細則第 27 条の 2 第 2 項に規定する特定任意高齢者講習受講申請書及びチャレンジ講習受講結果確認書を提出させ、次の事項を確認して受け付けること。

ア 特定任意高齢者講習受講申請書の記載内容

イ 講習手数料

(3) 本人であるか否かを免許証その他疎明資料により確認すること。

2 講習実施責任者は、受付を終了した者について、特定任意高齢者講習受講者名簿(第 105 号様式)に記載するものとする。



(講習の方法)

第 217 条 特定任意高齢者講習は、講習規則第 2 条第 1 項第 1 号の表及び同項第 2 号の表の講習の基準に規定する方法により行うものとする。

(講習終了証明書の交付)

第 218 条 講習実施責任者は、特定任意高齢者講習を終了した者に対し、講習規則第 3 条第 2 号に規定する特定任意高齢者講習終了証明書を交付するものとし、交付した者について特定任意高齢者講習終了者名簿(第 106 号様式)に記載するものとする。

(準用規定)

第 219 条 第 162 条の規定は特定任意高齢者講習の報告の受理について、第 163 条の規定は特定任意高齢者講習の講習受講者名簿の作成について、第 176 条の規定は特定任意高齢者講習の記録について準用する。この場合において、第 162 条中「75 歳以上の高齢者講習を終了したとき」とあるのは「75 歳以上の特定任意高齢者講習」と、第 176 条中「臨時高齢者講習を終了したとき」とあるのは「特定任意高齢者講習を終了したとき」と読み替えるものとする。

第 13 章 雑則

(プライバシーの保護)

第 220 条 講習業務で取り扱う資料等は、個人のプライバシーに配慮し、適正に管理しなければならない。

2 講習実施責任者は、前項の規定に基づき、講習に関する業務を委託している機関に対して適正な指導を行うとともに、管理を徹底するものとする。

(指導監督)

第 221 条 講習実施責任者は、講習が適正かつ円滑に実施されるよう必要な指導監督を行わなければならない。

附 則

附 則(令和元年 6 月 17 日例規第 16 号神総発第 114 号)

附 則(令和元年 11 月 29 日例規第 32 号神交総発第 796 号)

別表第 1(第 30 条関係)

取消処分者講習に係る実務実習基準

回	日	実習科目	実習細目	注意事項等	時間	
					小計	合計
-	第1	実務実	(1) 取消処分者講習の	初日は、実務実習責任者が実習生	2	8

	1日	習の目的等に関する教養	目的及び必要性並びに実務実習の目的 (2) 管内の交通事故の発生状況と違反形態 (3) 取消処分者等の実態と取消処分者講習受講の状況 (4) 運転適性検査及び安全カウンセリングの重要性 (5) 実務実習実施上の留意事項	に対して講義を中止とした教養を行う。		
	2日	実習生の修得状況の確認	(1) 運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価、診断票の作成要領等の確認 (2) 運転適性検査器材を使用した検査の実施、指導方法等の確認 (3) 二輪車・四輪車を使用した運転機能とアドバイス、診断ポイント等の確認	実務実習責任者又は実務実習指導員は、新任運転適性指導員研修での修得状況について、講習に入る前に実際に実習生に行わせ確認する。	6	
第1回	第1日	1 実務実習	(1) 取消処分者講習内容の第1日の内容を行う	○ 導入部分で実習生を紹介する。 ○ 講習の実践は、第2日からとする。	7	14
	第2日	2 質疑・指導	(1) 講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		0.5	
	第3日	1 実務実習	(1) 取消処分者講習内容の第2日の内容を行う		6	
	第3日	2 質疑・指導	(1) 講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		0.5	
第2回	第4日	第2日と同様	第2日と同様		7.5	14
	第5日	第3日と同様	第3日と同様		6.5	

	日					
第3回	第6日	第2日と同様	第2日と同様		7.5	14
	第7日	1 実務実習	第1日と同様		6	
		2 実習結果検討会	(1) 講習終了後、実務実習責任者及び実務実習指導官出席による実習結果検討会を開催	実務実習の結果の内容によっては、検討会へ所属する管理者を招致すること。	0.5	
合計	7				50	

別表第2(第38条関係)

安全運転管理者講習内容

講習項目	講習細目	講習時間
道路交通の現状と交通事故の実態	1 車両保有台数、運転免許人口等 2 交通規制及び交通安全施設の整備状況並びに交通障害の状況 3 交通事故の特徴と原因分析 4 重大事故の実例	60分
法令の知識	1 道路交通法令 2 道路運送車両関係法令 3 自動車の保管場所の確保等に関する法律 4 交通事故と関連ある法令	60分
安全運転のための知識	1 人間の感覚と判断能力 2 運転上の性格適性 3 歩行者等保護のための運転方法 4 事故と故障時の措置 5 危険な場面における走行 6 アルコール等と車の運転	60分
安全運転管理者の業務と心構え	1 安全運転管理と企業の社会的責任 2 管理者の処理すべき事項 3 運転者の管理 4 運転車に対する教育 5 勤務時間外における安全管理	60分
交通事故と賠償	1 交通事故に対する企業の責任	60分

	2 損賠賠償責任の意義と根拠及び内容 3 自賠責任保険制度の仕組み	
教育及び監督の方法	1 年間計画及び月間計画の策定 2 表彰制度 3 実務者の指導事例	60分

別表第3(第38条関係)

副安全運転管理者講習内容

講習項目	講習細目	講習時間
道路交通の現状と交通事故の実態	1 交通規制の状況及び交通安全施設の設備 2 交通事故の特徴及び原因分析 3 重大事故の実例	60分
法令の知識	1 道路交通法令 2 道路運送車両関係法令 3 自動車の保管場所等に関する法律	60分
安全運転のための知識	1 人間の感覚と判断能力 2 運転上の性格適性 3 歩行者保護のための運転方法 4 事故と故障時の措置 5 車の運転に及ぼすアルコール等の諸影響	60分
副安全運転管理者の心構えと安全運転管理の方法	1 副安全運転管理者の意義と責務 2 安全運転管理者と副安全運転管理者との関係と役割 3 運行の管理 4 車両の管理 5 運転車の管理	60分

別表第4(第47条関係)

取消処分者講習内容

1 一般取消講習(四輪学級用)

日	講習科目	講習細目	時間
第1	運転適性検査	開講 運転適性検査	60分

日	性格及び運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	60分
	導入	(1) 講習の目的及び方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	60分
	運転技能の診断	(1) 診断の狙い及び心構え (2) 路上又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所及び短所の説明 (4) 運転適性診断結果と照会した運転特徴の説明	120分
	運転適性診断結果及び運転技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び運転技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせる。	120分
第2日	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	60分
	道路又はコースでの技能診断	技能診断と同じメンバーで同じコースを走る。走行前の助言は、次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	150分
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性診断票及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの技能診断の結果から、改善された事項及び今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分の在り方並びにルール及びマナーの大切さを理解させる。	90分
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの及び講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	60分

## 2 一般取消講習(二輪学級用)

日	講習科目	講習細目	時間
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	60分
	性格及び運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	60分
	導入	(1) 講習の目的及び方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	60分

第2日	運転技能の診断 (1—1)	(1) 診断の狙い及び心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	60分
	運転技能の診断 (1—2)	(1) コースでの技能診断 (2) チェックリストによる長所及び短所の説明 (3) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	60分
	運転適性診断結果及び運転技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び運転技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせる。	120分
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	60分
	運転技能の診断(2)	課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。	150分
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性診断票及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの技能診断の結果から改善された事項及び今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分の在り方並びにルール及びマナーの大切さを理解させる。	90分
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの及び講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	60分

### 3 飲酒取消講習(四輪学級用)

日	講習科目	講習細目	時間
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	70分
	性格及び運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	60分
	導入	(1) 講習の目的及び方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	40分
	運転技能の診断	(1) 診断の狙い及び心構え	90分

		(2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所及び短所の説明 (4) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	分
	運転適性診断結果及び運転技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び運転技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせる。	60分
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	10分
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。ワークブックに記載させる。	90分
第2日	呼気検査	呼気検査	10分
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	60分
	道路又はコースでの技能診断	技能診断と同じメンバーで同じコースを走る。走行前の助言は、次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	60分
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性診断票及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの技能診断の結果から改善された事項及び今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分の在り方並びにルール及びマナーの大切さを理解させる。	60分
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認をさせる。	60分
	ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性及び悪質性を理解させる。	50分
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの及び講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	60分

#### 4 飲酒取消学級(二輪学級用)

日	講習科目	講習細目	時
---	------	------	---

			間
第 1 日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	70 分
	性格及び運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	60 分
	導入	(1) 講習の目的及び方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	40 分
	運転技能の診断(1)	(1) 診断の狙い及び心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	90 分
	運転適性診断結果及び 運転技能診断結果 による指導・助言	運転適性診断結果及び運転技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせる。	60 分
	アルコールスクリー ニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	10 分
	ブリーフ・インター ベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づき指導を行う。ワークブックに記載させる。	90 分
第 2 日	呼気検査	呼気検査	10 分
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	60 分
	運転技能の診断(2)	課題実施前の助言は、次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。	60 分
	安全運転実行のため の指導・助言	(1) 運転適性診断票及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの技能診断の結果から改善された事項及び今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分の在り方並びにルール及びマナーの大切さを理解させる。	60 分
	ブリーフ・インター ベンション②	ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認をさせる。	60 分
ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運	50	



		転の危険性及び悪質性を理解させる。	分
講習から得られるものは何か		何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの及び講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	60分

備考 1 アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)とは、世界保健機関が開発した飲酒問題の程度を調べるテストをいう。

2 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第5(第59条関係)

短期講習内容

講習科目	講習細目			講習時間					
	特別学級		一般学級	四輪	二輪				
	速度学級	二輪学級							
開講	講師の自己紹介	左同	左同	30分 (30分)	30分				
	受講者の点呼	左同	左同						
	講習概要及び日程の説明	左同	左同						
	受講者の心得の説明	左同	左同						
道路交通の現状	交通障害の状況	左同	左同			30分 (30分)	30分		
	交通規制	左同	左同						
交通事故の実態	運転者に起因する事故の実態及びその原因分析	二輪車事故の実態	運転者に起因する事故の実態及びその原因分析					30分 (30分)	30分
		二輪車事故の特徴							
	重大事故の実例	左同	左同						
	交通事故の惨状	左同	左同						
運転者の社会的立場	運転免許の意義	左同	左同	30分 (30分)	30分				
	運転者の社会的責任	左同	左同						
	交通事故(違反)を起こした運転者の責任	左同	左同						
安全運転の心構え	安全運転の基本的考え方	左同	左同						
	安全運転の実践	左同	左同						
	事故防止のポイント	左同	左同						
安全運転の基礎	安全な運転	二輪車の特性	安全な運転			90分	90		

知識	防衛運転	車種の選び方	防衛運転	(20分)	分	
	人間の感覚と判断能力 ・視覚の特性 ・過労等の影響	人間の感覚と判断能力	人間の感覚と判断能力			
		乗車用のヘルメットの着用	人間の感覚と判断能力			人間の感覚と判断能力 ・視覚の特性 ・過労等の影響
		二輪車と物理の法則				
道路交通法令の知識及び安全運転の方法	走行の基本 ・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更	走行の基本 ・ドライビング・スペースとポジション ・防衛運転	走行の基本 ・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更			
	歩行者の保護	左同	左同			
	自転車に乗る人の保護	夜間走行	自転車に乗る人の保護			
	車間距離	速度と車間距離	車間距離			
	追越し	左同	左同			
	交差点の進行	左同	左同			
	駐車と停車	気象条件に合わせた運転	駐車と停車			
	危険な場所などでの通行 ・夜間、トンネル ・カーブ ・悪天候等		危険な場所などでの通行			
	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の方法		高速道路の通行	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の方法		
	二輪車に対する注意 ・二輪車の特性 ・二輪車事故の特徴	改造車の運転禁止	二輪車に対する注意 ・二輪車の特性 ・二輪車事故の徴			
	事故と故障時の措置		事故と故障時の措置			
事件事例研究に基づく安全運転	発表(適宜、ディスカッション方式をと	左同	左同			

の方法	る。)				
講習対象別に必要な安全運転の知識	速度の危険性 ・反応時間と走行距離 ・速度と視覚 ・速度とブレーキ ・速度とハンドル			(90分)	—
面接指導	左同	左同	左同	30分 (30分)	30分
考査	正誤式 40問	左同	左同	30分 (30分)	30分
運転適性についての診断と指導 (1)	筆記による診断と指導	左同	左同	180分 (160分)	180分
	運転適性検査器材の使用する診断と指導	左同	左同		
運転適正についての診断と指導 (2)	実車による診断と指導	実車による診断と指導 ○日常点検 ○乗車姿勢 ○基本走行 ・発進要領 ・低速走行及び通常走行 ・停止要領 ○応用走行 ・制動訓練 ・コーナリング訓練 ・スラローム走行等の訓練 ○終業点検	実車による診断と指導		
	運転シミュレーター操作による診断と指導	左同	左同		
講習時間合計				360分 (360分)	

備考 括弧内の時間数は、速度学級での講習時間を示す。

別表第6(第59条関係)

中期講習内容  
(第1日目)

講習科目	講習細目				講習時間	
	特別学級			一般学級	四輪	二輪
	速度学級	飲酒学級	二輪学級			
開講	講師の自己紹介	左同	左同	左同	60分 (60分)	60分
	受講者の点呼	左同	左同	左同		
	講習概要及び日程の説明	左同	左同	左同		
	受講者の心得の説明	左同	左同	左同		
道路交通の現状	交通障害の状況	左同	左同	左同		
	交通規制	左同	左同	左同		
交通事故の実態	運転者に起因する事故の実態及びその原因分析	左同	二輪車事故の実態	運転者に起因する事故の実態及びその原因分析		
			二輪車事故の特徴			
	重大事故の実例	左同	左同	左同		
交通事故の惨状	左同	左同	左同			
	左同	左同	左同			
運転者の社会的立場	運転免許の意義	左同	左同	左同		
	運転者の責任	左同	左同	左同		
安全運転の心構え	安全運転の基本的考え方	左同	左同	左同		
	安全運転の実践	左同	左同	左同		
	事故防止のポイント	左同	左同	左同		
安全運転の基礎知識	安全な運転	左同	二輪車の特性	安全な運転	150分 (一分)	150分
	防衛運転	左同	車種の選び方	防衛運転		
	人間の感覚と判断能力 ・視覚の特性 ・過労等の影	左同	乗車用ヘルメットの着用	人間の感覚と判断能力 ・視覚の特性 ・過労等の影		
			二輪車と物理の法則			

	響		人間の感覚と判断能力 飲酒運転の危険性	響		
道路交通法令の知識及び安全運転の方法	走行の基本 ・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更	左同	走行の基本 ・ドライビング・スペースとポジション ・防衛運転	走行の基本 ・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更		
	歩行者の保護	左同	左同	左同		
	自転車に乗る人の保護	左同	夜間走行	自転車に乗る人の保護		
	車間距離	左同	速度と車間距離	車間距離		
	追越し	左同	左同	左同		
	交差点の通行	左同	左同	左同		
	駐車と停車	左同	気象条件に合わせた運転	駐車と停車		
	危険な場所などでの通行	左同		危険な場所などでの通行		
	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の方法	左同	高速道路の通行	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の方法		
	二輪車に対する注意 ・二輪車の特性 ・二輪車事故の特徴	左同		二輪車に対する注意 ・二輪車の特性 ・二輪車事故の特徴		
事故と故障時の措置	左同	改造車の運転禁止		事故と故障時の措置		
講習対象別に必要な安全運転の知識	速度の危険性 ・反応時間と走行距離 ・速度と視覚 ・速度とブレーキ	飲酒運転の危険性の自覚 ・アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)と飲酒・運転の目標設定			(120分)	

	・速度とハンドル	・アルコールの身体に及ぼす影響 ・アルコールの影響と運転				
運転適性についての診断と指導 1)	筆記による診断と指導	左同	左同	左同	120分 (120分)	120分
	運転適性検査器材の使用による診断と指導	左同	左同	左同		
運転適性についての診断と指導 2)	実車による診断と指導	左同	実車による診断と指導 ○日常点検 ○乗車姿勢 ○基本走行 ・発進要領 ・低速走行及び通常走行 ・停止要領 ○応用走行 ・制動訓練 ・コーナリング訓練 ・スラローム走行等の訓練 ○終業点検	実車による診断と指導	120分 (120分)	120分
	運転シミュレーター操作による診断と指導	左同	左同	左同		

備考 1 括弧内の時間数は、速度学級又は飲酒学級の講習時間を示す。

2 原則として、アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)と飲酒・運転の目標の設定は講習の進行状況により実施する。

3 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

(第2日目)

講習科目	講習細目				講習時間	
	特別学級			一般学級	四輪	二輪
	速度学級	飲酒学級	二輪学級			
人員確認	点呼	左同	左同	左同	60分	60

事故事例研究に基づく安全運転の方法	発表(適宜、ディスカッション方式をとる。)	左同	左同	左同	(60分)	分
考查	正誤式 40問	左同	左同	左同	30分(30分)	30分
面接指導	左同	左同	左同	左同	60分(60分)	60分
講習時間合計					600分(600分)	

別表第7(第59条関係)

長期講習内容

(第1日目)

講習科目	講習細目				講習時間	
	特別学級			一般学級	四輪	二輪
	速度学級	飲酒学級	二輪学級			
開講	講師の自己紹介	左同	左同	左同	60分(60分)	60分
	受講者の点呼	左同	左同	左同		
	講習概要及び日程の説明	左同	左同	左同		
	受講者の心得の説明	左同	左同	左同		
道路交通の現状	交通障害の状況	左同	左同	左同		
	交通規制	左同	左同	左同		
交通事故の実態	運転者に起因する事故の実態及びその原因分析	左同	二輪車事故の実態 二輪車事故の特徴	運転者に起因する事故実態及びその原因分析		
	重大事故の実例	左同	左同	左同		
	交通事故の惨状	左同	左同	左同		
運転者の社会的立場	運転免許の意義	左同	左同	左同		
	運転者の責任	左同	左同	左同		

安全運転の 心構え	安全運転の基本的考え方	左同	左同	左同		
	安全運転の実践	左同	左同	左同		
	事故防止のポイント	左同	左同	左同		
安全運転の 基礎知識	安全な運転	左同	二輪車の特性	安全な運転		
	防衛運転	左同	車種の選び方	防衛運転		
	人間の感覚と 判断能力 ・視覚の特性 ・過労時の影響	左同	乗車用ヘルメットの着用	人間の感覚と 判断能力 ・視覚の特性 ・過労時の影響		
			二輪車と物理の法則			
		人間の感覚と判断能力				
		飲酒運転の危険性				
道路交通法令の知識及び安全運転の方法	走行の基本 ・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更	左同	走行の基本 ・ドライビング ・スペースとポジション ・防衛運転	走行の基本 ・座席ベルトの着用 ・運転操作 ・進路変更	150分 (一分)	150分
	歩行者の保護	左同	左同	左同		
	自転車に乗る人の保護	左同	夜間走行	自転車に乗る人の保護		
	車間距離	左同	速度と車間距離	車間距離		
	追越し	左同	左同	左同		
	交差点の通行	左同	左同	左同		
	駐車と停車	左同	気象に合わせた運転	駐車と停車		
	危険な場所などでの通行	左同		危険な場所などでの通行		
	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の方法	左同	高速道路の進行	高速道路の通行 ・高速走行の危険性 ・高速道路への出入り ・高速走行の方法		



	二輪車に対する注意 ・二輪車の特性 ・二輪車事故の特徴	左同		二輪車に対する注意 ・二輪車の特性 ・二輪車事故の特徴		
	事故と故障時の措置	左同	改造車の運転禁止	事故と故障時の措置		
運転適性についての診断と指導 1)	筆記による診断と指導	左同	左同	左同	120分 (120分)	120分
	運転適性検査器材の使用による診断と指導	左同	左同	左同		
講習対象別に必要な安全運転の知識	速度の危険性 ・反応時間と走行距離 ・速度と視覚 ・速度とブレーキ ・速度とハンドル	飲酒運転の危険性の自覚 ・アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)と飲酒・運転の目標設定 ・アルコールの身体に及ぼす影響 ・アルコールの影響と運転			(120分)	

備考 1 括弧内の時間数は、速度学級又は飲酒学級の講習時間を示す。

2 原則として、アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)と飲酒・運転の目標の設定は講習の進行状況により実施する。

(第2日目)

講習科目	講習細目				講習時間	
	特別学級			一般学級	四輪	二輪
	速度学級	飲酒学級	二輪学級			
人員確認	点呼	左同	左同	左同	60分 (60分)	60分
事件事例研究に基づく安全運転の方法	発表(適宜、ディスカッション方式をとる。)	左同	左同	左同		
運転適性についての診断と指導 2)	実車による診断と指導	左同	実車による診断と指導 ○日常点検	実車による診断と指導	150分 (150)	150分

			○乗車姿勢 ○基本走行 ・発進要領 ・低速走行及び通常走行 ・停止要領 ○応用走行 ・制動訓練 ・コーナリング訓練 ・スラローム走行等の訓練 ○終業点検		分)	
	運転シミュレーター操作による診断と指導	左同	左同	左同		
考查	正誤式 40問	左同	左同	左同	30分 (30分)	30分
面接指導	左同	左同	左同	左同	90分 (90分)	90分
講習時間合計					720分 (720分)	

別表第8(第62条関係)

処分期間の短縮日数の基準

受講者			考查成績別短縮日数		
処分の区分	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止 ・ 自動車等の運転の禁止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
	長期講習	90日	45日	40日	35日
		120日	60日	50日	40日
		150日	70日	60日	50日
		180日	80日	70日	60日

免許の保留免許を与えた後における免許の効力の停止	短期講習	39日以下	受講日を除く残り日数	処分日数の80%に当たる日数	処分日数の70%に当たる日数
	中期講習	40日～89日	処分日数の50%に当たる日数	処分日数の45%に当たる日数	処分日数の40%に当たる日数
	長期講習	90日～180日	処分日数の45%に当たる日数	処分日数の40%に当たる日数	処分日数の35%に当たる日数

1 考查成績の優は85%以上の成績、良は70%以上の成績、可は50%以上の成績とする。

2 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数は切り捨てるものとする。

3 受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考查成績に係る短縮日数を下回るものとする。ただし、考查成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の短縮日数については可に係る短縮日数をそれぞれ下回らないものとする。

4 施行令第33条の2第1項第8号に基づく保留処分の短縮日数は、当該処分と同時に行われる免許の効力の停止等の処分の短縮日数と同じとなる。

別表第9(第69条関係)

大型車講習及び中型車講習内容

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	60分
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こり得る危険の予測	○ 大型自動車又は中型自動車に係る他の交通のかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。	60分

		(3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方		
討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	60分
悪条件下での運転	実技 4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火によりげん惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	60分
	5 悪条件下での運転	(1) 積雪及び凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂じん等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨及び強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	60分
合計				240分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

別表第 10(第 80 条関係)

準中型車講習(準中型自動車を使用した講習)内容

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度による滑らかな運転ができる能力を養わせる。	60分
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件付与者に対しては、上記に加えて、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡(ワイドミラー及び補助ミラーをいう。)の取付方法及び使用方法を習得させるとともに、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	60分
	討議	3 危険ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件付与者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態で行う運転に係る危険を予測した 運転に関する知識を習得	60分

		得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	させる。	
悪条件下での運転	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により幻惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界の確保の方法及び安全な運転能力を養わせる。	60分
	5 悪条件下での運転	(1) 積雪又は凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨又は強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	
合計				240分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

2 準中型車講習(普通自動車を使用した講習)内容(現に普通免許を受けていない者に限る。)

事項	方	講習科	講習細目	講習内容	時
----	---	-----	------	------	---

	式	目		間	
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	<p>○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。</p> <p>○ 特定後写鏡等条件付与者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡の取り付け方法及び使用方法を習得させるとともに、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。</p>	60分
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	<p>○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。</p> <p>○ 特定後写鏡等上位権付与者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。</p>	60分
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴及び高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	60分

		線車道からの離脱		
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道への侵入 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。
合計				240分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

別表第 11(第 87 条関係)

普通車講習内容

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。  ○ 特定後写鏡等条件付与者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡の取付方法及び使用方法を習得させるとともに、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態でする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	60分
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件付与者に対しては、上記に加え	60分



		ン	中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	て、交通の状況を聴覚により認知できない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	60分
		4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	60分
合計					240分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

別表第 12(第 94 条関係)

大型二輪車講習等内容

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 運転シミュレーターにより模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を養わせる。	60分
討議・講義	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 [運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。]	60分
	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	
実技・実車	4 ケース・スタディ(交差点)	特徴的事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合 イ 右折する場合 ウ 左折す	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。 [運転シミュレーターを用いて行うことができる。]	60分

	る場合		
5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追い越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。 ○ 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。 ○ 追い越し及び追い越され方について理解させる。 ○ 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。 ○ 受講者自ら走行コースを設定し、道路や交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。	
合計			180分

別表第 13(第 105 条関係)

原付講習内容

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間
受付	1 集合時間の告知 2 クラス、グループ編成		10分
		小計	10分
開講	1 開講の挨拶 2 講師紹介 3 講習実施上の諸注意 4 準備体操 5 ヘルメットの着用方法	・手足の柔軟体操 ・ヘルメットの着用方法、正しい顎ひもの締め方	10分
		小計	10分
基本操作	正しい手順及び正確な操作		
	1 装置の名称と取扱い 2 運転姿勢	・運転に必要な装置の位置と役割 ・自然なフォーム、特に肩や肘に力の入らない	3分 2分

		姿勢	
	3 アクセルとブレーキ	・ゆっくりとしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作	5分
	4 スタンドのたて方とおろし方	・アクセルに手を触れないスタンドのたて方、おろし方	2分
		小計	12分
基本走行	バランスとスムーズな走行		
	1 発進と停止	・バランスのよい直進、安定した停止	10分
	2 スピードの調節	・無理のない操作による加速と減速	2分
	3 8の字走行	・スムーズな切返し	12分
	4 カーブ走行	・直線における加、減速、カーブでの安定走行	5分
	5 徐行	・見通しの悪い場所での徐行	5分
	6 狭路での安全走行	・狭路の手前での適切な減速と安定走行	5分
	7 視点、視野範囲	・十分な安全確認のできる視点と範囲	5分
		小計	44分
応用走行	法規走行および安全運転		
	1 合図と安全確認	・合図の時期と安全確認	3分
	2 進路変更	・スムーズな進路変更と安全確認	2分
	3 交差点での安全走行	・正しい右、左折と安全確認、他車との関係	8分
		・正しい停止位置での確実な停止	7分
		・方向指示器操作、安全確認と安全走行	4分
4 交差点での優先順位	・連続する法規履行走行	15分	
	・混合交通の中での優先順位	10分	
5 危険予知、危険回避	・隠れた危険の予知、障害物の回避	10分	
		小計	59分
安全運転の知識	1 運転適性検査	・安全運転自己診断を使用した安全指導	15分
	2 視聴覚教育	・映画、ビデオ、写真パネル、教材等を活用した教育及びディスカッション	20分
		小計	35分
閉講	1 閉講のことば	・自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け	5分
	2 原付講習終了証明書の交付		5分

		小計	10分
		合計所要時間	180分

別表第14(第110条関係)

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習内容

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通とのかかわりと危険を認識させながら、的確な危険予測能力及び危険回避能力を養わせる。	120分
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 直前に行った実技における危険場面等を踏まえ、旅客を安全に輸送するための意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	60分
夜間の運転	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 旅客輸送を想定し、夜間対向車の灯火によりげん感されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	60分
悪条件下での運転	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪及び凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂じん等で視界不良の場合	○ 旅客輸送を想定し、凍結の状態にある路面での走行など、自然環境下における様々な悪条件を体感させ、それに伴う的確な危険予測及び危険回避能力を養わせる。	60分

			の運転の仕方 (3) 豪雨及び強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置		
身体障害者等への対応	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供及び高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 ア 児童・幼児の保護 イ 高齢者の保護 ウ 子供及び高齢者が事故に遭いやすい場所における保護 エ 高齢者等の乗車時等の対応 (2) 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応 ア 身体障害者の保護 イ 身体障害者の乗降時の対応	○ 子供、高齢者及び身体障害者等の特性を理解させ、道路における危険予測及び危険回避能力を養わせる。 ○ 旅客となり得る身体障害者等の特性を理解させ、様々な障害に対応した介助方法を習得させる。	60分
合計					360分

別表第 15(第条 117 関係)

応急救護処置講習(一)内容

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	60分

		の目的 (3) 応急救護処置 の内容		
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保及び負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫(心臓マッサージ) イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。  ○ 心肺蘇生の中止及び救命の連鎖について指導する。	
実技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 講習指導員による実演により行う。	
	6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察(意識) (2) 傷者の移動  (3) 負傷者の観察(呼吸) (4) 体位管理  (5) 胸骨圧迫(心臓マッサージ)	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 肩をたたき、声を掛けさせる。 ○ 気道確保しながら、胸及び腹部の動きから判断することを強調する。  ○ 回復体位を重点的に指導する。  ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100～120回の速さで約1分間実施させる。 ○ 頭部後屈顎先拳上法を指導する。	120分

	(6) 気道確保	○ 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる	
	(7) 人工呼吸	○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を約1分間に100～120回の速さで30回及び人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	
	(8) 胸骨圧迫(心臓マッサージ)及び人工呼吸(循環)	○ 腹部突き上げ法及び背部叩打法について指導する。	
	(9) 気道異物除去	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
	(10) 止血法		
7	まとめ	訓練の継続の実行及び大切さ	
合計			180分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

#### 別表第16(第117条関係)

#### 応急救護処置講習(二)内容

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	60分
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保及び傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	



		体制 (3) 交通事故による負傷の特徴		
	4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止及び救命の連鎖について指導する。	
	5 各種傷病者への対応	(1) 各種外傷への対応 (2) 熱傷への対応 (3) 各種症状への対応 (4) 中毒への対応	○ 各種傷病者への対応要領について理解させる。	60分
	6 まとめ	訓練の継続及び実行の大切さ		
実技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声を掛けさせる。	60分
	8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合	○ 回復体位を重点的に指導する。	

	(3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生法を行う場合		
9 心肺蘇生法	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫(心臓マッサージ) (4) 気道確保及び人工呼吸	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 気道確保しながら、胸及び腹部の動きから判断することを強調する  ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100～120回の速さで約1分間実施させる。 ○ 頭部後屈顎先拳上法を指導する。  ○ 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100～120回の速さで30回及び人工呼吸2回を1サイクルとして5サイクル連続して実施させる。	120分
10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部及び顔面の止血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		60分
13 固定法			

合計	360 分
----	----------

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

別表第 17(第 125 条関係)

教習指導員講習内容

講習科目	講習細目	講習時間
1 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1) 教則の内容及びその基礎的事項 ア 自動車の交通方法及びその基礎的事項 イ 人間の感覚と判断 ウ 自動車と自然の法則 (2) その他自動車の運転に必要な知識 ア 初心者の交通事故の特徴 イ 自動車の構造及び運転理論 ウ 安全運転の手順	60 分
2 自動車教習所に関する法令等についての知識	(1) 教習指導員として必要な一般的知識 ア 教習所の使命 イ 指定基準の維持及び教習水準の向上 ウ 教習所職員としての心構え (2) 教習所関係法令 ア 教習所の指定、監督及び処分に関する法令 イ 教習に関する基準	60 分
3 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 教習指導員として必要な基礎的教育理論 ア 学習指導の準備 イ 学習の理論 (2) 自動車の運転適性についての知識 ア 性格等に関する運転適性 イ 適性診断票の読み方 ウ 技能教習への反映	60 分

4	教習指導員として必要な自動車の運転技能	教習指導員として必要な運転技能	240 分
5	技能教習の教習方法	ア 技能教習の方法 イ みきわめの方法	
6	学科教習の教習方法	ア 教習の重点 イ 教習の進め方 ウ 教材の活用方法	120 分
		合計	540 分

別表第 18(第 125 条関係)

技能検定員講習内容

講習科目	講習細目	講習時間
1 教則の内容となっている事項	教則の内容及びその基礎的事項 ア 自動車の交通方法及びその基礎的事項 イ 人間の感覚と判断 ウ 自動車と自然の法則	60 分
2 自動車教習所に関する法令等についての知識	(1) 技能検定員として必要な一般的知識 ア 教習所の使命 イ 指定基準の維持及び教習水準の向上 ウ 教習所職員としての心構え (2) 教習所関係法令 ア 教習所の指定、監督及び処分に関する法令 イ 技能検定に関する基準	60 分
3 技能検定の実施に関する知識	技能検定の実施方法に関する知識	240 分
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	技能検定の評価方法に関する知識	
5 技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能検定に必要な運転技能	240 分
6 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	ア 運転技能の観察力 イ 運転技能の採点方法	
合計		600 分

別表第 19(第 125 条関係)

副管理者講習内容

講習科目	講習細目	講習時間
1 自動車教習所に関する法令等についての知識	(1) 指定自動車教習所の現状と問題点 ア 指定自動車教習所の現状 イ 指定自動車教習所の問題点 (2) 教習所関係法令 ア 教習所の指定、監督及び処分に関する法令 イ 免許関係法令	60分
2 自動車教習所の管理に関する知識	教習理論等 ア 初心運転者教育の在り方 イ 教育理論	60分
	教習所の管理と監督 ア 管理及び監督の原則 イ 管理及び監督の実務	120分
	事務処理要領 ア 事務処理要領の解説 イ 管理、監督及び事務処理に関する検討会	120分
合計		360分

別表第 20(第 132 条関係)

初心運転者講習内容

講習項目	講習細目	講習方法	講習時間	
			準中型車 普通車 大型二輪車 普通二輪車	原付車
1 安全運転意識の向上	(1) 運転意識の改善の必要性	講義	15分	10分
	(2) 運転適性検査	検査実施	20分	20分
		面談	25分	—
2 場内コースにおける運転演習	(1) 運転技能の補正	実技	60分	50分
	(2) 危険予測・判断の実			

	施訓練			
3 路上における運転演習	(1) 運転行動の観察	実技	90分	30分
	(2) 他の交通に対する配慮			—
	(3) 路上運転についての話し合い	ゼミ	30分	10分
場内コースで行う場合	原付特別訓練	実技	—	40分
4 危険予測訓練	(1) 危険予測ディスカッション	ゼミ	90分	50分
	(2) 危険予測・判断能力の向上	講義 (映画)	30分	30分
	運転シミュレーターを使用する場合	(1) 危険を予測した運転	実技	120分
(2) 危険予測ディスカッション		ゼミ		
5 新たな心構え	(1) 効果測定	考査	20分	20分
	(2) 新たな心構えの確立	講義	40分	20分
	(3) 総合講評			
講習時間合計			420分 (7時間)	240分 (4時間)

別表第21(第145条関係)

優良運転者講習内容

講習科目	講習細目	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明	10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	
2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故無違反の奨励 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の	10

	知識	分
講習時間合計		30分

別表第 22(第 145 条関係)

一般運転者講習内容

講習科目	講習細目	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明	10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	20分
講習時間合計		60分

別表第 23(第 145 条関係)

違反運転者講習内容(違反運転者講習及び初回更新者講習の合同講習)

講習科目	講習細目	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明	10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態	10分

態	(2) 交通事故の特徴	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	40分
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (検査用紙使用) (2) 運転適性診断と指導 (検査機器使用) (3) 安全運転態度の診断と指導 (4) 運転技能診断と指導	60分
講習時間合計		120分

別表第24(第145条関係)

初回運転者講習内容

講習科目	講習細目	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明	10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識	40分



	(3) 危険予測と回避方法等	
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (検査用紙使用) (2) 運転適性診断と指導 (検査機器使用) (3) 安全運転態度の診断と指導 (4) 運転技能診断と指導	60分
講習時間合計		120分

別表第 25(第 146 条関係)

優良運転者及び一般運転者講習の合同講習内容

講習科目	講習細目	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明	10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	10分
3 安全運転の知識 1)	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 前半講習のまとめ(優良運転者講習終了)	10分
4 安全運転の知識 2)	(1) 危険予測と回避方法等	10分
5 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	20分
講習時間合計		60分

別表第 26(第 154 条関係)

75 歳未満及び 75 歳以上(第 3 分類)の高齢者講習内容

講習科目	講習方法	講習細目	留意事項	時間
		開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明		30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	(1) 地域における車社会の実態	本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。	
		(2) 交通事故の特徴	地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
		(3) 申請取消制度や各種支援制度等	申請取消制度、本県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務		(1) 安全運転の心構え	運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えないような速度及び方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	
		(2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用	シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性及び効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣つけられるよう指導する。	
		(3) 交通事故を起こした加害者の責任	ア 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 イ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
		(4) 交通事故を起こした運転者の義務	警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。	
		(5) 負傷者の救護措置	救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。	

3 安全 運転の 知識		(1) 安全運 転の基礎知識	ア DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 イ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査及びその後の手続について説明する。	
		(2) 最近に おいて改正が 行われた道路 交通法令の知 識	受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
		(3) 危険予 測、回避方法 等	DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例及び歩行者等の保護並びに追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路走行等に関し具体的に危険な場面を示して、事故原因となる危険行為及び危険予測、回避方法等について理解させる。	
4 運転 適性に ついて の指導 1)	運転適性 検査器材 による指 導 教本、運 転適性検 査器材等	(1) 運転適 性検査器材 による指導	運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30 分
5 運転 適性に ついて の指導 2)	実車によ る指導 教本、自 動車等	(1) 実車に よる指導	ア 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故及び違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 イ 指導に当たっては、安全運転の心構え並びにシートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ウ ドライブレコーダー等の映像記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 エ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。	60 分
講習時間合計				12 0 分

備考 1 小特のみの保有者は、1から4までの受講とし、講習時間は60分とする。  
2 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第27(第154条関係)

75歳以上(第1分類及び第2分類)の高齢者講習内容

講習科目	講習方法	講習細目	留意事項	時間
		開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明		
1 道路交通の現状と交通事故の実態	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度、各種支援制度等	本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 申請取消制度、本県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	30分
2 運転者の心構えと義務		(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者	運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えないような速度及び方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ア 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 イ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。 救急車の到着するまでの間における負傷者への	30分

		の救護措置	応急救護措置等について説明する。	
3 安全 運転の 知識		(1) 最近に おいて改正が 行われた道路 交通法令の知 識	受講者の前回の更新後において改正された道路 交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を 説明する。	
4 運転 適性に ついて の指導 1)	運転適性検 査器材によ る指導 教本、運転 適性検査器 材等	(1) 運転適 性検査器材に よる指導	運転適性検査器材により実施し、結果に基づい て安全運転の心構えを指導する。	30 分
5 運転 適性に ついて の指導 2)	実車による 指導 教本、自動 車等	(1) 実車に よる指導	ア 実車を運転させ、講習指導員が同乗するな どして、認知機能検査の結果に基づき、認知機 能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事 故及び違反に結びつく危険な運転個癖等を診断 し、その結果に基づく指導を行う。 イ 指導に当たっては、安全運転の心構え並び にシートベルト、ヘルメット及びプロテクター の着用についても指導する。 ウ ドライブレコーダー等の映像記録装置を車 両等に設置して運転状況を記録すること。	60 分
6 総合 的な安 全指導	個人指導 実車による 指導の状況 を記録した 映像、教本 等	(1) 運転行 動に関する個 別具体的な指 導等	ア 個人指導は1人当たり30分以上とし、個別 面接の方式により、個別具体的な運転行動等につ いて説明する。 イ 実車による指導の状況を記録した映像等を 活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づ く運転行動又は事故若しくは違反に結びつく危 険な運転の個々の癖等を客観的に認識させ、 個々具体的な指摘・指導を行う。 ウ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安 全運転に関する指導を行うとともに、代替移動 手段、本県の実態に応じた高齢者支援制度等の 教示を行う。	30 分
	映像教養 視聴覚教材 等	(1) 身体機 能の低下が運 転に及ぼす影 響等	DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含 む身体機能の変化について自覚させ、安全運 転、運転特性等についての理解を深めさせる。	30 分
		(2) 危険予 測と回避方法 等	DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に 典型的な事故事例及び歩行者などの保護並びに 追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路走行	

			等に関し具体的に危険な場面を示して、事故原因となる危険行為及び危険予測、回避方法等について理解させる。	
講習時間合計				18 0 分

備考 1 小特のみの保有者は、1 から 4 まで及び 6 の受講とし、講習時間は 120 分とする。

2 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第 28(第 166 条関係)

臨時高齢者講習内容

講習科目	講習方法	講習細目	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			60 分
1 運転適性についての指導	実車による指導 教本、自動車等	(1) 実車による指導	ア 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動又は事故若しくは違反に結びつく危険な運転の個々の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 イ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ウ ドライブレコーダー等の映像記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。	
2 総合的な安全指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	ア 個人指導は 1 人当たり 30 分以上とし、個別面接の方式により、個別具体的な運転行動等について説明する。 イ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動又は事故若しくは違反に結びつく危険な運転の	30 分

			個々の癖等を客観的に認識させ、個別具体的な指摘・指導を行う。 ウ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関し指導を行うとともに、代替移動手段、本県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	
映像教養 視聴覚教材 等	(1) 身体 機能の低下 が運転に及 ぼす影響等		DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。	30 分
		(2) 危険 予測、回避 方法等	DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例及び歩行者等の保護並びに追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路走行等に関し具体的に危険な場面を示して、事故原因となる危険行為及び危険予測、回避方法等について理解させる。	
講習時間合計				12 0 分

備考 1 小特のみの保有者は、2の受講とし、講習時間は60分とする。

2 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

別表第29(第169条関係)

臨時高齢者講習、75歳未満及び75歳以上(第3分類)の高齢者講習の合同講習内容

講習科目	講習方法	講習細目	留意事項	時間
		開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明		30 分
1 道路 交通の 現状と 交通事 故の実 態	双方向型講 義 教本、視聴 覚教材等	(1) 地域に おける車社会 の実態  (2) 交通事 故の特徴	本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。  地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化して、事故事例と併せて説明する。	

		(3) 申請取消制度、各種支援制度等	申請取消制度、本県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務		(1) 安全運転の心構え	ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えないような速度及び方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	
		(2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用	イ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	
		(3) 交通事故を起こした加害者の責任	ウ 交通事故を起こした場合又は違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。	
		(4) 交通事故を起こした運転者の義務	エ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して認識させる。 オ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。	
		(5) 負傷者の救護措置	カ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。	
3 安全運転の知識		(1) 安全運転の基礎知識	ア DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 イ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査及びその後の手続について説明する。	
		(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識	ウ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち運転者に必要な事項の要点を説明する。	
		(3) 危険予測、回避方法等	エ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例及び歩行者等の保護並びに追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路走行等に関し具体的に危険な場面を示して、事故原因となる危険行為及び危険予測、回避方法等について理解させる。	
4 運転適性に	運転適性検査器材によ	(1) 運転適性検査器材に	運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分



ついで の指導 1)	る指導 教本、運転 適性検査器 材等	よる指導		
5 運転 適性に ついて の指導 2)	実車による 指導 教本、自動 車	(1) 実車に よる指導	ア 実車を運転させ、講習指導員が同乗するな どして、身体機能の変化に基づく運転行動、事 故又は違反に結びつく危険な運転の個々の癖等 を診断し、その結果に基づく指導を行う。 イ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シ ートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着 用についても指導する。 ウ ドライブレコーダー等の映像記録装置を車 両等に設置して運転状況を記録すること。 エ 必要に応じ、記録した映像を確認しなが ら、指導を行うこと。	60 分
6 総合 的な安 全指導	個人指導 実車による 指導の状況 を記録した 映像、教本 等	(1) 運転行 動に関する個 別具体的な指 導	ア 個人指導は1人当たり30分以上とし、個別 面接の方式により、個別具体的な運転行動等 について説明する。 イ 実車による指導の状況を記録した映像等 を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基 づく運転行動又は事故若しくは違反に結びつく 危険な運転の個々の癖等を客観的に認識させ、 個別具体的な指摘・指導を行う。 ウ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安 全運転に関する指導を行うとともに、代替移動 手段、本県の実態に応じた高齢者支援制度等 の教示を行う。	30 分
	映像教養 視聴覚教材 等	(1) 身体機 能の低下が運 転に及ぼす影 響等 (2) 危険予 測と回避方法 等	ア DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能 を含む身体機能の変化について自覚させ、安全 運転、運転特性等についての理解を深めさせ る。 イ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転 者に典型的な事故事例及び歩行者等の保護並び に追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路走 行等に関し具体的に危険な場面を示して事故原 因となる危険行為及び危険予測、回避方法等 について理解させる。	30 分
講習時間合計				18 0 分

備考 1 75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習受講者は、1から5までの受講とし、講習時間は120分とする。

2 75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習受講者(小特のみ保有者)は、1から4までの受講とし、講習時間は60分とする。

3 75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習受講者は、1から6までの受講とし、講習時間は180分とする。

4 75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習受講者(小特のみ保有者)は、1から4まで及び6の受講とし、講習時間は120分とする。

5 臨時高齢者講習受講者は、5及び6の受講とし、講習時間は120分とする。

6 臨時高齢者講習受講者(小特のみ保有者)は、6の受講とし、講習時間は60分とする。

7 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

別表第30(第181条関係)

違反者講習内容

講習科目	講習細目			講習方法	講習時間
	社会参加活動を含む講習	社会参加活動を含まない講習			
		四輪運転者	二輪運転者		
開講	講師の自己紹介	左同	左同	講義 教本、視聴覚教材等	110分
	受講者の点呼	左同	左同		
	講習概要及び日程の説明	左同	左同		
	受講者の心得の説明	左同	左同		
道路交通の現状	交通障害の状況	左同	左同		
	交通規制	左同	左同		
交通事故の実態	運転者に起因する事故の実態及びその原因分析	左同	二輪車事故の実態		
			二輪車事故の特徴		
	重大事故の実例	左同	左同		
	交通事故の惨状	左同	左同		
運転者の社会的立場	運転免許の意義	左同	左同		
	運転者の責任	左同	運転者の社会的責任		

			交通事故(違反)を 起こした運転者の責任		
安全運転の 心構え	安全運転の基本的 考え方	左同	左同		
	安全運転の実践	左同	左同		
	事故防止のポイ ント	左同	左同		
安全運転の 基礎知識	安全な運転	左同	二輪車の特性		
	防衛運転	左同	車種の選び方		
	人間の感覚と判 断能力 ・視覚の特性 ・過労等の影響	左同	乗車用ヘルメッ トの着用		
			二輪車と物理の 法則		
			人間の感覚と判 断能力		
飲酒運転の危険 性					
道路交通法 令の知識及 び安全運転 の方法	日常点検要領				
	走行の基本 ・座席ベルトの 着用 ・運転操作 ・進路変更	左同	走行の基本 ・ドライビ ング・ス ペースと ポジション ・防衛運 転		
	歩行者の保護	左同	左同		
	自転車に乗る人 の保護	左同	速度と車間距離		
	車間距離	左同			
	追越し	左同	左同		
	交差点の進行	左同	左同		
	駐車と停車	左同	夜間走行		
	危険な場所など での通行 ・夜間、トンネ ル ・カーブ ・悪天候等	左同	気象条件に合わ せた運転		
	高速道路の通行 ・高速走行の危 険性	左同	高速道路の通行		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路への出入り</li> <li>・高速走行の方法</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪車に対する注意</li> <li>・二輪車の特性</li> <li>・二輪車事故の特徴</li> </ul>	左同		改造車の運転禁止	
	事故と故障時の措置	左同			
事件事例研究に基づく安全運転の方法	他人の事件事例に学ぶ	左同	左同	発表(適宜、ディスカッション方式をとること。)	30分
運転適性についての診断と指導1)	筆記による診断と指導	左同	左同	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	40分
	運転適性検査器材の使用による診断と指導	左同	左同		
運転適性についての診断と指導2)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実車による診断と指導</li> <li>・運転シュミレーター操作による診断と指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実車による診断と指導</li> <li>○ 日常点検</li> <li>○ 乗車姿勢</li> <li>○ 基本走行</li> <li>・発進要領</li> <li>・低速走行及び通常走行</li> <li>・停止要領</li> <li>○ 応用走行</li> <li>・制動訓練</li> <li>・コーナリング訓練</li> <li>・スラローム走行等の訓練</li> <li>・運転シュミレーター操作による診断と指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実技</li> <li>教本、自動車、運転シュミレーター、視聴覚教材等</li> </ul>	120分
		面接指導	左同	個別的指導 (適宜ディスカッション方式をとること)	30分

				と。)	
社会参加活動	・活動方法の説明 ・現場活動			活動に応じて必要な資機材を用いて行うこと。	150分
考査	左同	左同	左同		30分
講習時間合計					360分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

別表第 31(第 192 条関係)

自転車運転者講習内容

講習科目	講習方法	講習細目	留意事項	講習時間
		開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明		5分
1 理解度の確認	考査	交通ルールの理解度に関する考査	講習開始時における交通ルールの理解度を小テスト形式で確認する。	20分
2 事故事例研究に基づく安全運転の方法	講義 教本 視聴覚教材等	(1) 自転車事故の結果の重大性	自転車事故の被害者及び被害者遺族の体験談から、危険行為が引き起こす自転車事故の悲惨さを受講者に認識させる。	50分
		(2) 受講者が起こしやすい違反行為	ア 受講者の犯した違反行為及び小テストの結果に合わせて類似の違反行為及び事故事例を選定して紹介する。 イ 起こしやすい事故の危険性を説明する。	
		(3) 自転車事故の危険性の疑似体験	視聴覚教材による疑似体験を通じ、違反行為の危険性を説明する。	
		(4) 自転車事故を起こした運転者が負う社会的責任及び人生設計上の制約について、事例を用いて理解させる。	自転車事故を起こした運転者が負う社会的責任及び人生設計上の制約について、事例を用いて理解させる。	

3 安全運転の知識	講義 教本	(1) 自転車運転に関する法令の知識	ア 自転車の通行方法に係る基本的ルールについて、根拠とともに確認する。 イ 二度と事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する。(車道通行の原則、歩道走行時の徐行義務等)	20分
		(2) 地域による自転車事故の特徴	地域ごと(繁華街、生活道路等)の通行環境による自転車事故の特徴について説明する。	
4 安全運転のための討議等	討議 教本 等	(1) 受講者が起こしやすい事故についての危険予測学習	自らの危険行為について考えさせ、安全に運転するためにはどのような行動をとるべきかを受講者に記述させる。	40分
		(2) 学習シートに基づく討議	ア 記述内容を各受講者に発表させ、自分の行為がいかに関係があったかを認識させる。 イ 発表に対して、受講者間又は講師との間で討議をして、危険に対する正しい行動の取り方を学習させる。	
5 効果測定	考查	交通ルールの理解度に関する判定及び指導	講習を通じた交通ルールの理解度を小テスト形式により再確認し、理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルールの理解の徹底を図る。	10分
6 総括	意見 発表 及び 講評	安全運転の心構え	(1) 講習を通じて気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文を作成し、発表する。 (2) 講師が発表内容について講評する。	35分
講習時間合計				180分

別表第 32(第 204 条関係)

チャレンジ講習内容

講習科目	講習細目	講習方法	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明		5分
1 事前説明	(1) 講習の要旨及び講習の内容の説明	○ 講習室等において実施する。 ○ コース図を配布する。	

2 模範走行	(1) 一般課題、特別課題及び参考課題の模範走行	受講者3人(1グループ)を車両に同乗させて行う。	10分
3 実車走行	(1) 一般課題、特別課題及び参考課題の実車走行	受講者1人ずつ実車走行を実施し、他の受講者は控え室等で待機する。	1人当たり 10分
4 講評等	(1) 実車走行の結果について講評	講習室等において行う。	5分
5 チャレンジ講習 受講結果確認書の 交付	(1) チャレンジ講習受講結果確認書の交付 (2) 今後の手続等についての説明		
講習時間合計			30分

別表第33(第213条関係)

特定任意高齢者講習内容

講習科目	講習方法	講習細目	留意事項	講習時間
		開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明		30分以上
1 道路 交通の 現状と 交通事 故の実 態	双方向型 講義 教本、視 聴覚教材 等	(1) 地域における車社会の実態	本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。	
		(2) 交通事故の特徴	地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事件事例と併せて説明する。	
		(3) 申請取消制度や各種支援制度	申請取消制度、本県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	

2 運転者の心構えと義務	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査機材等	(1) 安全運転の心構え	運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えないような速度及び方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	
		(2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用	シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性及び効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	
		(3) 交通事故を起こした加害者の責任	ア 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 イ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
		(4) 交通事故を起こした運転者の義務	警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。	
		(5) 負傷者の救護措置	救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。	
3 安全運転の知識	講義 教本、視聴覚教材等	(1) 安全運転の基礎知識	ア DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 イ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査及びその後の手続について説明する。	
		(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識	受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
		(3) 陰予測、回避方法等	DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例及び歩行者等の保護並びに追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路走行等に関して具体的に危険な場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測、回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導	運転適性検査器材による指導 教本、運	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材により実施し(夜間視力及び視野の検査)、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上



	転適性検査器材等			
講習時間合計				60分以上

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

様式(省略)